

官報

号外

平成二十六年三月七日

○第百八十六回 参議院会議録第七号

平成二十六年三月七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十六年三月七日

午前十時開議

第一 政治資金適正化委員会委員の指名

○本日の会議に付した案件

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙
- 一、日程第一
- 一、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案(趣旨説明)

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

真山勇一君から裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を、小野次郎君から裁判官訴追委員を、葉師寺みちよ君から同予備員を、それぞれ辞任いたしたいとの申出がございました。

平成二十六年三月七日 参議院会議録第七号

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(山崎正昭君) この際、欠員となりました

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、

裁判官訴追委員、同予備員各一名の選挙

を行います。

つきましては、これらの各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することとし、また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、これを議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に青木一彦君を、

裁判官訴追委員に葉師寺みちよ君を、

同予備員に田城郁君を、

それぞれ指名いたします。

なお、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、青木一彦君を第二順位といたします。

また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、田城郁君を第三順位といたします。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 政治資金適正化委員会委員の指名

内閣から、政治資金適正化委員会委員五名の任命について、本院の議決による指名を求めています。

よって、これより政治資金適正化委員会委員五名の指名を行います。

つきましては、政治資金適正化委員会委員の指名は、議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、政治資金適正化委員会委員に伊藤鉄男君、小見山満君、日出雄平君、大竹邦実君及び田中秀明君を指名いたします。

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、

所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。財

務大臣麻生太郎君。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案の趣旨を御説明いたします。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

本法律案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、デフレ不況からの脱却と経済再生に向け、生産性向上設備投資促進税制の創設、研究開発税制、中小企業投資促進税制及び所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の廃止、交際費等の損金不算入制度の見直し等を行うことといたしております。

第二に、税制抜本改革を着実に実施するため、給与所得控除の上限の引下げ、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の拡充等を行うことといたしております。

第三に、震災からの復興を支援するため、復興産業集積区域に係る即時償却制度の延長等を行うこととしております。

このほか、国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税理士制度の見直し等を行います。また、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等既存の特例について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしております。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件、
日程追加の件、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案(趣旨説明)

次に、地方法人税法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

本法法律案は、地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税の税率の引下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、地方法人税の納税義務者は、法人税を納める義務がある法人といたしております。

第二に、課税標準は、各課税事業年度の基準法人税額といたしております。

第三に、税率は、百分の四・四としております。

第四に、申告及び納付は、国に対して、課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に行わなければならないとしております。

その他、還付の手続等及び罰則に関し、法人税法と同様の規定を設けることといたしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。風間直樹君。

(風間直樹君登壇、拍手)

○風間直樹君 民主党・新緑風会の風間直樹です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び地方

法人税法案の両案に関して質問を行います。

まず、平成二十六年度税制改正の決定過程について質問します。

平成二十六年度税制改正は、昨年十二月二十四日にその大綱が決定されました。この決定は、与党税制改正大綱を政府が追認する形で行われました。税制改正の決定過程において、政府税調に実質的な議論を行わず、つまり、国民にそのプロセスを明らかにせず決定されたのが今回の改正です。

かつて自民党は、法的な権限、責任を有しない党税調で税制改正の意思決定を行いました。平成二十六年度税制改正においても同様です。これは古い自民党への先祖返りです。公開した議論に基づく決定でなければ納税者の理解は得られません。

そこで、麻生財務大臣に伺います。

政府税調は中長期的な視点から税制の在り方を検討することとなっています。その一環として、毎年度の税制改正も政府税調の議題に入れ、議論の公開を担保すべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

さて、復興特別法人税の廃止についてお尋ねします。

昨年十月一日、安倍総理は、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止を検討すると表明されました。多くの国民、震災で甚大な被害を受けた方々には理解し難い発言だったと推察します。復興特別法人税は復興を全国民で担うため三党合意で導入したものです。政府の廃止決定はこれをほごにするもので、看過できません。

そこで、総理が示した廃止の条件について質問

します。

まず、復興特別法人税の廃止が賃上げにつながるのかです。その根拠が乏しいのです。政府は政労使会合において企業の賃上げに向けた一定の合意形成ができたとしています。ですが、各企業の労使交渉に賃上げの判断を委ねるべき状況では、法人減税だけが先行することになりかねません。政府は賃上げの実効性をどのように担保されるつもりでしょうか。経済再生担当大臣に伺います。

また、政府は、賃上げの状況についてフォローアップを行い公表するのでしょうか。公表の方法にな方法で公表するのでしょうか。公表の方法によつては政府による賃上げの強制につながる危険性もあると考えます。経済産業大臣の答弁を求めます。

さて、廃止の効果は法人全体の三割の黒字企業に及ぶにすぎません。むしろ、復興特別所得税の減税を行えば、生活者の可処分所得を直接増やすことにつながるため、幅広い層に効果があるのでないでしょうか。

さらに、二十五兆円の復興財源のうち、日本郵政株式等の売却について具体的な道筋は付いているのでしょうか。財務大臣に答弁を求めます。

次に、法人実効税率について質問します。

安倍総理は、一月のダボス会議で、本年、更なる法人税改革に着手する、異次元の税制措置を断行すると訴えました。こうした総理の発言は海外から法人実効税率の引下げを事実上示したものと見られています。財務大臣は事前に総理から発言内容の相談を受けていたのでしょうか。また、今後、国際会議の場で法人実効税率の引下げについて政府の姿勢を発信するお考えはあるのでしょうか。

か。答弁を求めます。

諸外国の法人実効税率を見ると、中国や韓国などアジア諸国、さらには英国の税率は我が国よりも一〇％程度低いものの、国際競争にさらされている米国は我が国よりも高い状況にあります。国際競争力強化等のために法人実効税率の引下げが求められる一方で、米国の状況をどう捉えているのでしょうか。麻生財務大臣の答弁を求めます。

経団連などからは、法人実効税率を一〇％引き下げる要望も出されていますが、厳しい財政状況下、見合い財源五兆円の確保は容易ではありません。安倍総理は、政策効果があれば税収中立の考え方は取らないと発言されていますが、法人実効税率を引き下げればという単純なものではないという財務大臣のお考えがむしろ的を射たものだと私は思います。

租税特別措置を見直す努力で課税ベースを拡大し、現実的範囲で法人実効税率を引き下げること国際公約である財政健全化目標を実現すべきと考えますが、財務大臣の答弁を求めます。

次に、いわゆる租税透明化法に基づく適用実態調査について質問します。

租税特別措置については、民主党政権時に租税透明化法を制定し、法が規定する国会報告に基づき、効果不明なもの、役割を終えたものは廃止、また必要なものは恒久措置に切り替えるよう制度化しました。しかし、安倍政権になり、平成二十六年度税制改正を含め、法人関係租税特別措置で八千四百億円を超える巨額な減税が講じられる一方で、増収につながる見直しはこの二年で十億円程度にとどまっています。

政府は、適用実態調査報告書の活用を含めた政

策効果の検証をどのように行つたのでしょうか。財務大臣及び総務大臣に答弁を求めます。

適用実態報告書は、昨年の通常国会に初めて提出され、今回で二回目となります。財務大臣の御指示で、適用実態報告書に基づいた法人税減税額の実績推計が公表されるなど一定の改善は図られています。その内容はお粗末極まりない。

例えば、減税額上位十法人を示す高額適用額の項目は、個社名が推定されないよう法人コードが付されています。しかし、これが当て字で、企業ごとの比較を故意に妨げるのです。また、データがエクセルではなくPDFでは集計もできません。財務省はどうしてこのような意地悪をするのでしょうか。合理精神に富む麻生大臣の御指導のたまものではないと存じます。これらの改善について見解を伺います。

次に、消費税の引上げ判断について質問します。来年十月の消費税率一〇％の引上げに向けた判断について、財務大臣は、予算の技術的な問題があるため、本年十二月に判断する必要があると答弁されています。この技術的な問題とは具体的に何でしょうか。答弁を求めます。

さて、引上げの判断が十二月に行われる場合、十か月後の景気を適切に判断できるのが重要となります。財務大臣は、平成二十六年四月一六期や七月一九月期のGDP等の経済指標が判断上要になると発言されています。しかし、税率アップに遡ること一年以上前の経済指標で、引上げ後の経済状況が増税に耐え得るかを思慮できるのでしょうか。経済再生担当大臣に伺います。

内閣府の中期試算に基づけば、二〇二二年度から税率を一〇％に上げる二〇一五年度まで三年間の物価上昇率は六・六％と推測されています。しかし、これに伴って賃金が上昇し、景気回復の実感が全国に波及しなければ、再びデフレに逆戻りしかねません。安倍政権が賃金上昇を最重要課題に掲げる以上、物価上昇率を超える賃金上昇率の達成を税率引上げ判断の条件とすべきではないでしょうか。経済再生担当大臣に伺います。

次に、消費税の引上げに伴う逆進性対策について質問します。

与党税制改正大綱では、消費税の軽減税率制度について、税率一〇％時に導入することが示されています。一方、財務省は、軽減税率導入法案の成立から公布、施行までに一年半の準備期間を要するとし、今年四月までの法案成立が必要との立場を取っています。高額所得者ほど負担軽減額が大きく、利権の源になりかねない軽減税率導入に我が党は反対の立場です。ただし、低所得者対策が講じられずに増税が先行すれば、国民生活に影響が及びかねません。

そこで、財務大臣に伺います。来年十月に軽減税率を導入するには、法案成立後どの程度の準備期間が必要となるのでしょうか。また、大臣は、この十二月の税率引上げ判断の際に軽減税率やインボイスの仕組みを決めることは時間的に無理があると見解を示されています。御発言の真意について、併せて答弁を求めます。

簡素な給付措置は、三党合意のとおり、暫定的、臨時的な導入措置です。軽減税率の導入が厳しいならば、給付付き税額控除の制度設計の検討を要請したいと考えます。財務大臣の答弁を求めます。

所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法(趣旨説明)

ます。さて、最後に、日銀の国債購入について懸念を指摘します。

黒田日銀が異次元金融緩和を始めて一年になります。昨年五月の代表質問で私は緩和がはらむ火種をたてましたが、今日は、一年を経て現れたアベノミクスの綻びを問います。

まず、日銀の新発債買入れタイミングが財務省入札から余りにも、余りにも短い。日銀資料によると、異次元緩和の開始以降、二年債から四十年債までの日銀買入れオフアードは、財務省入札から数え、最短で一日、長くて三十日以内。つまり、金融機関が財務省から国債を買入れると直ちに日銀が買い上げ、市場に驚きをもたらしています。これは事実上の国債引受けではないでしょうか。答弁を求めます。

黒田総裁は、日銀の国債買入れが財政ファイナンスと受け取られないためにも財政構造改革が重要だと発言しています。しかし、四十兆円台の新規国債発行額を上回る五十兆円以上を日銀が買う現状は、しばしば財政赤字を気にせず済むという慢心を政府・与党にもたらしてはいませんか。現に政府は、消費税八％引上げ決定に際し、経済対策、補正と称し、公共事業などに五兆円を配分しました。二〇一四年度の消費増税による税収増加は同じく五兆円です。増えた分だけばらまいては財政改善になりません。日銀が大量に国債を購入するからこそ、このばらまきが可能ではないのでしょうか。つまり、日銀は既に事実上財政ファイナンスを行っている、違うでしょうか。お尋ねします。

日銀が長期国債を大量に買い入れ、更にその平均残余期間を延長したのは、金融機関などが資金を株式、外債等のリスク資産に移動させ、あるいは貸出しを増やす、いわゆるポートフォリオパランスを期待したためです。しかし、期待の動きが起きていません。銀行貸出し、特に設備資金貸出残高が増えていない。マネーストック増加額がマネタリーベース増加額に全く伴わない。日銀当座預金が増えるだけで、金融緩和が機能していないのです。この現状に鑑み、政策変更を検討すべき時期ではないでしょうか。

以上、財務大臣にお尋ねをいたします。アベノミクスの第三の矢は成長戦略です。しかし、経済成長につながらない戦略ばかり表明されるのはなぜでしょうか。例えば、子供が三歳まで育児休業は、社会政策ではありますが成長戦略ではなく、また、インターネットによる医薬品販売解禁は、医薬品が三倍売れるようになるのではなく、薬局がネット、どこで買うかの問題で、成長戦略とは言えません。GDP増加をもたらす真の成長戦略はいつ発表されるのでしょうか。経済再生担当大臣にお尋ねし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 風間直樹先生の方から十四問いたいております。毎年度の税制改正の議論を政府税調で行うべきとお尋ねがあつております。政府税制調査会は、総理の諮問の下、中長期的観点から、あるべき税制の在り方について審議を行う機関であり、毎年度の税制改正の審議を直接行うということが求められているものではありません。毎年度の税制改正につきましては、政府

平成二十六年三月七日 参議院会議録第七号

与党が緊密に連携し、与党における議論を踏まえた上で具体的な税制改正案を閣議決定し、法案を国会という公開の場で審議をする、そういうところであります。

次に、復興特別所得税の減税についてのお尋ねがありました。

御指摘のように、復興特別所得税の減税を行えば、個人の可処分所得の増加につながるということになるかと存じます。しかしながら、所得、消費の持続的な拡大による好循環を実現するためには、企業の積極的な賃上げを促し、企業収益の拡大を個人の所得や消費の拡大につなげるという総合的な枠組みの方がより効果的と考え、その一環として、復興特別所得税の減税ではなく、復興特別法人税の前倒し廃止を決めたところであります。

日本郵政株式会社の売却についてのお尋ねがありました。

まず、日本郵政株式につきましては、日本郵政として二〇一五年中の上場を目指す旨発表していることと承知をいたしております。同社が上場のため体制整備を終えた後、同社の決算や市場情勢を総合勘案して上場、売却のタイミングを決定することといたしております。

また、東京メトロの株式につきましても、東京地下鉄株式会社法の附則において、できる限り速やかに株式を売却することが定められており、国土交通省を中心に東京都と調整が行われることと承知をいたしております。

ダボス会議での総理の発言についてのお尋ねもあつております。

総理とは、経済財政運営全般について緊密に連

携を取りながら対応いたしており、税制の在り方につきましても日頃からよく話をしているところでもあります。個別具体的な発言について逐一相談があるわけではありません。しかし、法人課税の改革につきましては、総理とも相談をして、政府税制調査会において、専門的な観点から、法人実効税率の在り方、課税ベースの在り方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて検討を行っていくということといたしたところでもあります。

今後の議論の方向性についてお答えするのは困難であります。いずれにしても、国際会議の場でどのような発言をしていくかについて、会議の趣旨やその時々状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

米国の法人実効税率についてのお尋ねがあつております。

米国における国、地方を合わせた法人税率は、カリフォルニア州、御存じのように州によつて違いますので、カリフォルニア州の場合は四〇・七五％であり、国際的に高い水準にあることと承知をいたしております。

他方、米国では、機械及び建物に係る加速度償却制度や試験研究費税額控除など様々な特例が設けられておりまして、これらが法人所得課税の実質的な負担を一定程度引き下げているものと考えております。

租特適用実態報告書の改善についてのお尋ねもありました。

適用実態調査の目的は、全体として租特の適用状況を明らかにし、政策立案に役立てていくということにあります。こうした目的を超えて、御指

摘の個別企業の税務情報を公表することにつきましては、納税者からの信頼に基づく申告納税制度の根幹に関わることであります。また、対象企業の経営環境に影響を与えるおそれがあること等々を考えれば適当ではないと考えております。

また、データを集計しやすくすべきとの御指摘につきましては、平成二十七年の通常国会に提出する報告書から、集計のしやすい電子データ形式で提供できるようにしたいと考えております。

消費税率一〇％の引上げに関する判断時期と予算編成の関係についてのお尋ねがありました。

日本の予算制度では、財政法第十二条に基づき、収支等の見積りである歳入予算の範囲内において歳出予算の編成を行うこととされております。また、消費税率の引上げを行う場合には、社会保障の充実など、歳出予算においてもその影響を的確に織り込むことが必要であります。これらの予算編成作業を、財政法第二十七条の規定により、毎年、次年度の予算編成案を決定することが通例となっている十二月末までに終える必要があることを念頭に、技術的な問題があると申し上げたものであります。

軽減税率率についてのお尋ねもありました。

軽減税率率制度導入のための法案成立後の準備期間につきましては、対象品目の選定を始め、具体的な軽減税率率制度の内容によつて異なるため、明確にお答えすることは困難であります。今後の与党における検討を見守つてまいりたいと考えております。

なお、御指摘の時間的な無理があるという私の発言は、軽減税率率制度を実際に導入するには、国

民の理解を得るプロセスを経て対象品目を決め、納税義務者である事業者が対応できるような準備期間を設ける必要があることから、相当な時間が掛かるということをよく認識しておかねばならないとの趣旨で申し上げたものであります。

給付付き税額控除についてのお尋ねもありました。

昨年二月の自民、公明、民主の三党合意において、低所得者対策については引き続き協議を行うとされており、三党における議論や与党における軽減税率に関する検討の状況などを踏まえながら必要な検討を行つてまいります。

日本銀行による国債買入れのタイミングについてのお尋ねがありました。

日本銀行は、量的・質的金融緩和の導入に当たり、原則として全ての国債を買入れ対象とした結果、従来対象としていなかった発行直後の国債も対象となったものと承知をいたしております。

日本銀行の国債買入れは、金融政策目的で日本銀行自らの判断で行っているものであり、全てマーケットで流通しているものを対象に金融機関を相手方として実施しているものであることから、国債の直接引受けには当たらないと考えております。

日本銀行が財政ファイナンスを行っているのではないかというお尋ねもありました。

日本銀行による国債買入れは、二％の物価安定目標達成のため、日本銀行が自らの判断で行っているものであり、財政ファイナンスではありません。そのことは、日銀が昨年四月に量的金融緩和を導入した際にもはっきり宣言をいたしております。

また、平成二十五年度補正予算については、追加の国債発行を行うことなく、緊急に必要な消費税率引上げに伴う反動減の緩和などの施策に限定して計上したものであり、ばらまきとの御批判も当たらないと存じます。

政府としては、市場に財政ファイナンスとの疑念を抱かれることがないよう、財政健全化の取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、日本銀行の金融政策の変更についてのお尋ねがありました。

金融政策の具体的な手法につきましては日本銀行に委ねておりますが、銀行貸出しの伸び率は次第に高まっております。足下の貸出残高は、前年同月比で二%台のプラスとなっているものと承知をいたしております。

政府としては、日本銀行が大胆な金融政策を引き続き着実に推進し、できるだけ早期に二%の物価安定目標を達成できることを期待をいたしております。

以上です。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) 風間議員から三点の御質問がありました。

まず、賃金の上昇についてのお尋ねであります。

復興特別法人税の一年前倒し廃止につきましては、様々な御議論がありましたものの、三本の矢の効果等によって拡大した企業収益を賃金上昇につなげるために、政府として決断をしたものであります。

昨年の政労使会議におきましては、政府による環境整備の下、労使は、企業収益の拡大を賃金上

昇につなげていくとの共通認識を取りまとめ、企業の賃上げを促す確固たる土台を築いたわけであります。

この共通認識を踏まえまして、経団連が一月に公表をしました経労委報告には、拡大した収益を設備投資だけではなく賃金の引上げに振り向けていくことを検討するといった、例年になく非常に前向きな内容が盛り込まれました。

賃金上昇についての成果を確認するため、後ほど経産大臣から詳しい説明があると思いますが、経済産業省を中心として、地方や中小企業等には特段の注意を払いつつ、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表するなどの取組を行うこととしております。

次に、消費税率一〇%への引上げ判断に際しての経済状況の判断の在り方等についてのお尋ねであります。

平成二十七年十月に予定されております消費税率の一〇%への引上げにつきましては、税制抜本改革法にのっとり、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に判断していくことになるものと考えております。その際には、消費税率の八%への引上げに伴う反動減後の経済回復について、本年七月九月期のGDPを始め各種の経済指標を確認するなど、経済再生に向けた基調の強さなどを勘案しながら、しっかりと判断していくこととなります。

賃金上昇についてであります。昨年末、政労使会議におきまして、好循環実現に向けて経済界、労働界、政府が行うべき取組を共通認識として取りまとめられておりまして、その成果をしつかりと確認をしてまいります。

本年十一月二期のGDPなども踏まえて判断するのが望ましいという考え方もあり得ると承知をいたしておりますが、いろいろな意見を踏まえつつ、各種の経済指標を慎重に見極めながら適切に判断していくことになるものと考えております。

最後に、安倍政権の成長戦略についてのお尋ねであります。

安倍政権の成長戦略は、策定がゴールではなくスタートであります。昨年六月の成長戦略の策定以降、四十年以上続いた米の生産調整の見直しであるとか、再生医療を産業化するための改革など、できるはずがないとされてきた多くの改革を実現をいたしました。今国会でも、数多くの成長戦略関連法案を順次提出しているところであります。

御指摘の育児支援についてありますが、我が国最大の潜在力であります女性の力を生かすという点で、成長戦略の面からも重要な課題であると考えております。また、一般用医薬品のインターネット販売の原則解禁も、消費者の利便性を向上させるほか、ITを社会インフラとして根付かせていくという重要な改革であると思っております。

安倍政権の成長戦略は進化する成長戦略であり、これからがまさに正念場であります。一月には、年央の成長戦略の改訂に向けて、成長戦略進化のための今後の検討方針を取りまとめたところであり、今後、本方針を踏まえまして更なる施策の具体化について検討を進め、改訂に反映させていきたいと考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○国務大臣(茂木敏充君) 風間議員にお答えをいたします。

企業の賃上げ状況のフォローアップについてはありますが、今月、三月の半ばより春闘の結果が明らかになってくることを踏まえまして、企業の収益状況や賃金の動向を調査し、その結果を取りまとめ、適切な形で公表していくことを予定をいたしております。

具体的に申し上げますと、大手企業約千八百社について、個別に春闘結果について調査票を发出、回収することを想定しております。その回収結果も踏まえ、企業名も含め、賃上げ状況を公表したいと考えております。

また、中小企業や小規模事業者につきましては、企業数も多いことから、時期的には大企業より遅れることとなりますが、幅広い賃金動向に関するアンケート調査を行いまして、その結果を公表したいと考えております。

このフォローアップは、あくまで企業から回答のあった賃上げの状況等についての結果を公表するものでありまして、もちろん賃上げを強制するものではないと考えております。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇、拍手)

○国務大臣(新藤義孝君) 政策評価における適用実態調査結果の活用を含む政策効果の検証についてのお尋ねをいただきました。

平成二十六年年度税制改正要望の際に各府省が行った政策評価について、二百二十四件について総務省において点検を行ったところ、適用実態調査結果をできる限り活用し、政策効果の検証に努めている状況が認められました。

なお、各府省が行う政策評価における政策効果の検証については、まだ改善すべきところもあることから、今後とも点検活動を通じた評価の質の向上に取り組んでまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 杉久武君。

〔杉久武君登壇、拍手〕

○杉久武君 公明党の杉久武です。

私は、公明党及び自由民主党を代表して、たゞいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び地方法人税法案について質問いたします。

まず、経済再生についてお尋ねします。

経済再生は、自公連立政権の最優先課題です。

平成二十五年度補正予算の早期執行と、平成二十六年予算による景気の下支えはもとより、公明党の主張によつて設置された政労使会議で合意された賃金の上昇という実感できる景気回復に向け、具体的な取組が不可欠です。

今月半ばには春闘交渉による大手企業の回答が出そろいますが、政府は、これらの結果を公表し、中小企業の賃上げに結び付けるとともに、税制、予算措置の活用を促すフォローアップによつて、確実な賃金上昇を伴う経済の好循環を一刻も早く実現させなければなりません。これらの取組について、財務大臣にお尋ねします。

次に、経済再生に関連し、所得拡大促進税制の拡充についてお尋ねします。

所得拡大促進税制は、計画的な賃上げを支援する観点から、平成二十五年度税制改正で導入された制度ですが、適用要件の緩和などを求める声を受け、今般、要件の見直しと期間の延長が行われ

る予定です。

この税制によつて、賃金の上昇と継続雇用者の増加が期待されますが、我が国では歴史の浅い制度であるため、企業に活用していただくには周知徹底が必要と考えますが、これらの取組について、経済産業大臣にお尋ねします。

次に、生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置についてお尋ねします。

この税制措置の減税規模は四千億円以上が見込まれていますが、企業は該当する設備投資を行った結果、即時償却か一定割合での税額控除が可能となります。これらは今までにない大規模なものであると認識しておりますが、この税制措置の狙いと効果について、財務大臣にお尋ねします。

また、この投資促進税制は、最新設備又は利益改善のための設備が導入された場合に適用されますが、それらを証明するため、企業は、最新設備の場合は設備メーカーからの証明書を、また利益改善のための設備の場合は公認会計士又は税理士の事前確認を受けた投資計画を整えることが必要です。

より多くの企業がこれらの恩恵を受けるためには、書類の準備が遅滞なく機動的に行われることはもとより、行政による企業への丁寧な説明と、対象設備の迅速な認定が必要ですが、政府としてどのような対策を講じられるのでしょうか。

また、今回の税制によつて影響を受ける設備メーカーや公認会計士協会、税理士会などのような調整をされているか、経済産業大臣にお尋ねします。

次に、損金経理要件についてお尋ねします。我が国では、税法で損金とするためには経理上

は費用としなければならないという、いわゆる損金経理要件というものがあります。

この要件があるために、例えばある企業が先ほど取り上げた投資促進税制に盛り込まれている即時償却の制度を利用して実際に多額の償却を行うとすると、経理上も多額の費用となるため、通常であれば黒字であるはずの企業が赤字になってしまい、その結果、適正な企業評価が受けられないおそれがあります。また、上場企業では即時償却が原則認められないため、税制上のメリットを十分に受けることができません。

これらの問題を調整するために特別償却準備金がありますが、記帳や申告方法がとても複雑です。

私はアメリカの会計事務所で三年間勤務しておりましたが、アメリカでは税法と企業経理が分離されています。このため、それぞれが矛盾することなく独立して運用されることで、企業は税制の恩恵を受けられるようになっております。また、近年、ドイツでは損金経理要件を廃止するなど、この要件を持つ国が少なくなっています。

我が国でも、例えば今回の税制改正にある即時償却の取扱については、準備金制度のような複雑な制度を使うことなく、経理上費用となっていない場合でも、税法上損金として認めるなど、企業が税制のメリットを十分に受けられるよう、損金経理要件の緩和について検討すべきときが来ていると考えますが、財務大臣の御見解をお伺いします。

次に、新たな地方公会計制度の改革についてお尋ねします。四月から消費税が引き上げられます。政府は、

国民に対し、これまで以上に税金を無駄なく有効かつ効率的に使っているということを説明する責任がありますが、それは地方自治体においても同様です。

総務省に設置されている今後の新地方公会計の推進に関する研究会では、財務書類の詳細設計や固定資産台帳の整備、複式簿記の導入などの具体的な内容について、本年四月の最終報告に向けて現在検討作業が進められておりますが、この最終報告は、事実上、新たな地方公会計制度の根幹となるだけでなく、今後の制度改正にも関わる極めて重要なものになると認識しております。

新しい地方公会計の基準決定に当たっては、複式簿記、発生主義が原則であることを明確にし、実際に財務書類の作成や活用を行う地方自治体からの意見を求めることはもとより、現場となる自治体の意見を十分に踏まえて決定すべきであると考えます。

さらに、新基準の決定が既に独自の取組を進めている先進自治体の妨げとならないよう十分に配慮すべきであると考えますが、これらについて総務大臣にお尋ねします。

最後に、今国会は好循環実現国会と位置付けられておりますが、両法案に盛り込まれた様々な税制改正は、企業が真に力を発揮するために必要なものばかりです。政府におかれましては、これら施策が最大限効果を発揮できるよう、たゆまぬ努力と不断の検証をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 杉先生から三問頂戴しております。

まず、経済の好循環を実現するための取組についてのお尋ねがありました。

政府としては、経済の好循環実現に向け、平成二十六年年度の税制改正において所得拡大促進税制の拡充や復興特別法人税の一年前倒しでの廃止を行いますとともに、平成二十五年年度補正予算における中小企業等への補助金において賃金や人材育成などの処遇改善に取り組む産業が優先的に採択されるよう工夫を行う、また、昨年十二月二十日に政労使会議において賃上げに向けた共通認識を取りまとめるなど、企業による賃上げのための環境整備に取り組んできたところであり、今後、春闘の交渉結果については、経済財政諮問会議において経済界、労働界の代表を招いて報告をしていただく機会が設けられていると承知をいたしております。

具体的には、賃金の水準は個別労使間の交渉を通じて決定されていくものであります。政府としては、これらの施策やフォローアップを通じ、大企業のみならず、中小企業・小規模事業者にも賃上げが波及するよう、引き続き、経済の好循環の実現に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生産性向上設備投資促進税制の狙いと効果についてのお尋ねがありました。

日本は、長期にわたるデフレ・不況の下、企業の設備投資が抑制をされ、設備の老朽化の進展によって生産性が低下しているということも考え、生産性の向上につながる先端設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善につながる設備への投資を促進していくことが重要であろうと存じます。

今般の改正におきましては、これらを対象に、これまでになく大胆に即時償却制度などの投資促進税制を導入しております。この制度改革が民間の保有資金を動かすきっかけとなり、収益力の向上に向けた成長投資が積極的になされることを期待しているところであります。

最後に、損金経理要件の緩和についてのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、減価償却の損金算入につきましては、確定した決算において費用を計上していることを条件といたしております。これは、客観的に事実に基づく対外的取引と異なり、企業内での計算のみで決まる減価償却費のような経費につきましては、恣意的な計上によって課税所得の操作が行われないよう、企業会計原則に基づき、適正な費用として企業が機関決定した金額によることを求めるものであります。

他方、税法上の特別償却といった例外的な制度を直ちに一般化して、適正な課税のために設けられている損金経理要件をなくすることは適当ではなく、また、企業会計と課税所得計算の違いを調整するために設けられている準備金制度は実際にも相当の企業が活用しておられ、利便性の問題はな

いと、そのように考えております。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○国務大臣(茂木敏充君) 杉議員にお答えをいたします。私には二問いただきました。最初に、所得拡大促進税制の周知徹底についてであります。政府として、経済の好循環実現のための環境整備の一環として所得拡大促進税制の創設、拡充を行ったところでありますが、議員御指摘のとおり、できるだけ多くの企業に本税制を

御活用いただけるよう、周知徹底、極めて重要であると考えております。

このため、経済産業省としても積極的に広報に取り組んでおり、既に平成二十六年年度税制改正の内容について全国で二百回近くの説明会を行いました。その中で、所得拡大促進税制についても説明、紹介を行っているところであります。また、制度の概要を分かりやすく説明するパンフレットを七万部以上作成をいたしております。今後、経済産業省のみならず、関係省庁の出先機関等も含め、全国で幅広く配布をする予定であります。

引き続き、積極的広報に取り組んでまいります。次に、設備投資促進税制に関して、対象となる設備を迅速に確認するための対策と関係者との調整どうなっているかというお話であります。制度の普及のため、税制を利用される事業者向けにこれまで約百回の説明会を開催してまいりました。また、税制の対象設備の確認にも御協力いただきました。また、公認会計士協会、税理士会においても説明会を行いました。会計士協会では、その模様がビデオ教材として配信され、会計士の資質維持のために義務付けられている継続的専門研修制度の科目の一つとしても取り上げていただいております。設備の確認を担当する全百九の工業会等に対しても、経済産業省から直接三回にわたって説明会を実施し、制度趣旨の周知徹底を図っております。引き続き、本税制の円滑な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇、拍手)

○国務大臣(新藤義孝君) 杉議員から新地方公会計制度改革についてのお尋ねをいただきました。

総務省においては、平成十八年度から、複式簿記、発生主義といった企業会計の考え方に即した財務書類の整備を地方公共団体に對し要請をして

おります。その結果、財務書類の作成が着実に進んでいるものの、既存の決算データを活用した簡便な財務書類の作成にとどまっている団体が多く、いまだ課題はあるというふうに承知をしております。

こうした点を踏まえまして、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、現在、今後の新地方公会計の推進に関する研究会において具体的な検討を進めているところであります。地方公共団体の意見も踏まえながら、最終報告の取りまとめを行ってまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 大門実紀史君。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 安倍内閣の経済政策と税制の基本的な考え方について質問いたします。

いわゆるアベノミクスが始まって一年少しがたちました。本日に国民の暮らしや実体経済は良くなったでしょうか。

日本銀行の異次元緩和という異常政策によって海外の投機マネーを呼び込み、急激な円安と株高をつくり出しました。おかげで一部の輸出大企業は巨額の利益を上げ、大株主であるお金持ちは更にお金持ちになりました。一方、庶民の暮らしや中小企業の経営は、収入が増えないのに円安による輸入物価の値上がりで苦しくなるばかりです。大企業の利益はリーマン・ショック前の水準を一気に回復しましたが、中小企業の利益は横ばい

のままで。大金持ちが株高で資産を増やす一方、貯蓄ゼロの世帯は過去最多になっています。アベノミクスは、金融バブルをつくり出し、事実として、大企業と中小企業、大金持ちと庶民の経済格差を広げる役割を果たしてまいりました。麻生大臣は、アベノミクスが経済格差を広げてきたという認識をお持ちでしょうか。

この上、逆進性のある消費税増税を強行すれば、経済格差は更に拡大をいたします。また、安倍内閣の成長戦略の目玉である雇用改革も、結局、低賃金の非正規労働者を固定化、拡大し、賃金を抑制する政策です。ある労働シンクタンクによれば、今議論されている雇用改革を全て実行すれば、労働者の賃金は年間約四十二兆円も減少すると試算をしております。

異次元緩和で格差を広げた挙げ句、更に消費税増税と成長戦略で格差を広げる。これでは、アベノミクスは格差拡大の二極化政策と言われても仕方がないではありませんか。

経済の土台を冷や込ませて日本経済が良くなるわけがありません。昨年十一月二期のGDPは、民間予測を大きく下回り、実質で前期比僅か〇・三%増にとどまりました。冷静に各経済指標を見れば、円安による輸出額の増大と消費税増税前の駆け込み需要が数字を押し上げてきただけで、実体経済の自律的な好転とは程遠い状態です。

何より、経済の約六割を占める個人消費が低迷をしています。住宅を除く消費支出は、昨年十月から十二月の三か月連続で前年同月を下回りました。個人消費が伸びないのは、国民の実質所得が増えていないからです。昨年十二月の勤労者世帯

の実収入は四か月連続の減少、実質可処分所得も五か月連続で減少しています。賃金はもう十年以上伸びておりません。麻生大臣は、この原因がどこにあるとお考えでしょうか。

安倍内閣は、企業の利益がいくら国民の賃金に回るだろうと言い続けてきました。いわゆるトリクルダウン論です。しかし、この理屈は構造的にも実態的にも既に破綻をしております。九〇年代半ばから始まった非正規雇用の急速な拡大は、正社員の賃金も押し下げ、賃金抑制装置の役割を果たしてきました。賃金が上がらなくなったのは、単にデフレで企業のマインドが冷え込んでいたからではなく、非正規雇用の拡大という構造的要因にあったのです。

二〇〇一年、経済政策の担当大臣に就任した竹中平蔵氏は、私の質問に対し、企業がもうかれは賃金に回ると、今と同じことを言っておりまして。私は、回るわけがない、非正規雇用の拡大でその回路が断たれていると指摘をしましたが、彼には理解ができませんでした。事実、二〇〇四年から二〇〇七年にかけて大企業中心の景気回復期がありましたが、賃金に回るところか、賃金は減少を続け、企業利益は内部留保として積み上がった、だけでした。

麻生大臣は、竹中さんと違い、企業に減税しても内部留保として積み上がるだけではないかと賢明な疑問を投げかけられました。麻生大臣は、トリクルダウン論など実際には機能していないと認識されているのではないのでしょうか。答弁を求めます。

本気で好循環を実現するというのなら、まず政府主導で企業利益が賃金へ回る回路を回復すること

です。麻生大臣も参加された昨年のG20の首脳声明でも、非正規雇用の減少が目標に掲げられました。日本も本気になって非正規雇用から正規雇用への転換を図るときが来ているではありませんか。

さらに、資本主義国アメリカでも取り組んでいるように、政府主導で大規模な賃金引上げ政策に踏み出すことです。中小企業支援とセットで、均等待遇の実現、最低賃金の大幅引上げを内需拡大策として大胆に打ち出すべきです。

今こそこういう本格的な賃金引上げ政策に踏み出すべきときだと思いますが、麻生大臣の見解を伺います。

経済格差が広がり、国民の可処分所得が減少している今こそ、税制本来の役割である所得再分配機能を発揮することが大切ではないでしょうか。この点で、消費税増税は全く逆さまの政策です。四月一日を目前に、この間続いた駆け込み需要は早くも反動減に切り替わる兆しを見せております。このまま景気の底割れに向かう危険性も指摘をされております。

麻生大臣、まだ間に合います。消費税増税を中止する緊急宣言を出すことこそ賢明な政策判断というものではありませんか。

今なすべきことは、庶民増税ではなく、大もうけをしている大金持ちへの課税強化です。もうかつての大企業の負担を軽くすることより、苦しい中小企業や庶民の暮らしを直接支援することです。安倍総理は、先日の予算委員会でも、大企業に減税した分、個人の所得に回することを期待していると答弁されました。だったら、最初から個人に減税すればいいのではありませんか。そもそも

も、これ以上の法人税減税が必要なのではないでしょうか。数々の優遇措置によって、既に大企業の実質負担率は二〇%台に下がっています。

また、世界の流れを見れば、そろそろ法人税の引下げ競争をやめようではないかという動きが始まっています。際限のない法人税の引下げ競争は、各国共通で、税収の減少、国民生活の予算削減という事態をもたらしています。

お互いの首を絞め合うような競争はもうやめよう、EUの首脳会議ではフランスとドイツが税の引下げ競争に歯止めを掛けるルール作りを提案、OECDの租税委員会でもそういう認識が出てきております。こういうときに復興法人特別税を廃止し法人税実効税率の更なる引下げを目指すなど、世界の流れに逆行するものではありませんか。

今大事なことは、これ以上法人税引下げ競争に突っ走るのではなく、各国が協調して引下げ競争の愚を改めようと、むしろ日本から世界に発信することではありませんか。

改めて麻生大臣の見解をお聞きして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 大門先生から八問頂戴をいたしております。

アベノミクスが経済格差を広げてきたのではないかと、格差拡大の二極化政策なのではないかとお尋ねがっております。

安倍政権におきましては、長引くデフレ不況からの脱却と経済再生を果たすための三本の矢を一体的かつ強力に実行し、着実に成果を上げてまいりました。今後さらに、企業収益が雇用拡大や所得上昇につながる経済の好循環を実現し、国民生

活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしていくことが重要と考えております。

このため、非正規雇用から正規雇用の転換を支援する取組や企業による賃上げのための環境整備などに大胆に取り組んできたところでもあります。その結果、有効求人倍率や失業率が改善、パートタイム労働者の時間当たりの賃金が上昇など、幅広く雇用・所得環境に経済の好循環の兆しが見え始めておると、そう考えております。

政府としては、このような兆しを持続的なものとするため、引き続き全力で取り組んでまいります。したがって、アベノミクスが格差拡大の二極化政策といった御批判は当たらないものだと考えております。

賃金が上昇してこなかった原因についてのお尋ねがありました。

過去十年以上にわたって景気拡張期があったにもかかわらず賃金が増えなかった背景には、これは、バブルが崩壊後、過剰雇用、過剰債務を抱えていた日本企業が、人件費を抑制して収益を確保、その収益で資本や内部留保を厚くすること、同時に、債務を圧縮して財務体質を強化することを優先してきたことなどがあると考えております。また、これまでも、先の見えないデフレ状況の下では企業が設備投資や賃上げといった未来への投資を控える傾向が強かった面もあろうかと考えておるところでもあります。

いわゆるトリクルダウン論、滴が落ちてくるトリクルダウン論についてのお尋ねがありました。現内閣は、企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環の実現を目指しております。

このため、これまで、企業の収益が賃上げのきっかけになるよう、所得拡大促進税制の拡充などの施策と併せて復興特別法人税の一年前倒し廃止を行うとともに、こうした施策による増益が賃金上昇につながるよう、政労使の三者で賃上げに向けた共通認識を取りまとめるなどの取組を行つたのは昨年の十二月の二十日、その答えが出てきておると思っております。

現在、アベノミクスの効果もあり、有効求人倍率や失業率も改善、パートタイム労働者の時間当たりの賃金も上昇するなど、幅広く雇用・所得環境の改善の兆しが見え始めていると考えております。

非正規雇用から正規雇用への転換推進についてのお尋ねがありました。

家計の所得向上にとつて、非正規から正規への雇用形態の転換が重要な一要素であることは御指摘のとおりと考えています。このため、政府としては、これまでキャリアアップ助成金の活用、政労使会議において非正規雇用者のステップアップのための共通認識を取りまとめるなど、非正規雇用から正規雇用への転換を促すための取組を進めてきたところでもあります。

これらの施策による非正規雇用者の処遇改善を通じて、経済の好循環が実現できるよう、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

政府主導の被雇用者の処遇改善や賃金引上げ政策についてのお尋ねもありました。

具体的な賃金の水準は、個別労使間の交渉を通じて決定されていくものであります。政府としては、経済の好循環実現に向け、平成二十六年年度税制改正において所得拡大促進税制の拡充や復興特

別法人税の一年前倒しの廃止を行うとともに、昨年十二月二十日の政労使会議において賃上げに向けた共通認識を取りまとめるなど、企業による賃上げのための環境整備に大胆に取り組んできたところです。

この政労使会議における共通認識には、非正規雇用労働者の適切な処遇についても盛り込まれておりますのは御存じのとおりです。また、中小企業や零細事業者に対する補助金、税制上の手当てなど、中小企業支援のための施策も拡充しております。最低賃金につきましても、本年度、全国平均で十五円の引上げが行われたところでもあります。

このように、被雇用者の処遇改善や賃上げを含む経済の好循環実現に向けて、税制、予算、雇用政策など様々な手段を動員して対応しているところでもあります。

消費税引上げの中止についてのお尋ねがありました。

急速な少子高齢化が進む中、安定財源を確保し、世界に冠たる日本の社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡していくとともに、子ども・子育て支援を充実していくことは待ったなしの課題の一つであろうと存じます。

このため、本年四月から消費税率を八%に引き上げることを確認したところであり、中止することとは考えておりません。消費税率八%への引き上げに当たっては、これに伴う影響を緩和し、その後の経済の成長力を底上げするため、好循環実現のための経済政策を作成いたしております。今後、その着実な実施を進めるなど、景気の下振れリスクへの対応に万全を期してまいりたいと考えております。

復興特別法人税の廃止及び法人実効税率の更なる引下げについてのお尋ねがありました。

復興特別法人税の廃止は、足下の経済成長を賃金の上昇につながるきっかけとするために決定したものであり、法人税の引下げ競争にくみするものではありません。

また、昨年六月行われたG8サミットの中で、総理から、日本政府の考え方として、税源獲得を目指した各国による税負担の軽減競争によつて国際的租税回避が助長される事態は避けるべきであること、各国は協調して税制の調和を図ることが不可欠であること等を説明したところでもあります。

法人課税の改革に際しては、こうしたことも留意をしながら、今後、政府税制調査会において専門的な観点から検討を行つてまいります。

最後に、法人税の引下げ競争についてのお尋ねもありました。

国際的租税回避を助長しないよう、税源獲得を目指した各国による税負担の軽減競争を避け、各国が協調してそれぞれの税制の調和を図ることが必要であろうと存じます。

日本としては、引き続き、OECDにおけるBEPS行動計画に関する議論を主導し、適正な課税の確保に努めてまいらねばならぬと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
山崎 正昭君	奥石 東君	吉良よし子君	又市 征治君	山本 博司君	横山 信一君
		山本 博司君	横山 信一君	辰巳孝太郎君	吉田 忠智君
		河野 義博君	佐々木さやか君	倉林 明子君	福島みずほ君
		矢倉 克夫君	杉 久武君	堀井 巖君	田村 智子君
		紙 智子君	石川 博崇君	新妻 秀規君	平木 大作君
		若林 健太君	高階恵美子君	仁比 聡平君	大門実紀史君
		秋野 公造君	竹谷とし子君	若松 謙維君	中西 祐介君
		熊谷 大君	大家 敏志君	井上 哲士君	小池 晃君
		浜田 昌良君	山本 香苗君	谷合 正明君	磯崎 陽輔君
		愛知 治郎君	岡田 広君	市田 忠義君	山下 芳生君
		荒木 清寛君	山口那津男君	魚住裕一郎君	西田 実仁君
		長沢 広明君	林 芳正君	山本 一太君	森 まさこ君
		藤川 政人君	磯崎 仁彦君	舞立 昇治君	三木 亨君
		三宅 伸吾君	宮本 周司君	森屋 宏君	山下 雄平君
		馬場 成志君	羽生田 俊君		
二之湯武史君	中泉 松司君	三原じゅん子君	江島 潔君	井原 巧君	石田 昌宏君
宇都 隆史君	石井 浩郎君	丸川 珠代君	丸山 和也君	関口 昌一君	藤井 基之君
北川イツセイ君	末松 信介君	衛藤 晟一君	松山 政司君	鶴保 庸介君	岸 宏一君
吉田 博美君	牧野たかお君	堀内 恒夫君	谷 亮子君	山田 修路君	糸数 慶子君
豊田 俊郎君	柘植 芳文君	滝沢 求君	大田 房江君	北村 経夫君	古賀友一郎君
酒井 庸行君	古川 俊治君	西田 昌司君	島田 三郎君	上田 良祐君	大沼みずほ君
長峯 誠君	長谷川 岳君	渡辺 猛之君	赤池 誠章君	石井 正弘君	石井 準一君
岩井 茂樹君	青木 一彦君	山田 俊男君	水落 敏栄君	野上浩太郎君	有村 治子君
小泉 昭男君	岩城 光英君	世耕 弘成君	金子原二郎君	橋本 聖子君	山本 順三君
脇 雅史君	福岡 資麿君	山本 太郎君	吉川ゆうみ君	渡邊 美樹君	主濱 了君
堂故 茂君	滝波 宏文君	高橋 克法君	大野 泰正君	大沼みずほ君	上田 良祐君
島田 三郎君	西田 昌司君	塚田 一郎君	島尻安伊子君	佐藤 信秋君	伊達 忠一君
宮沢 洋一君	二之湯 智君	松村 祥史君	溝手 顕正君	山崎 力君	木村 義雄君
鴻池 祥肇君	森本 真治君	石上 俊雄君	安井美沙子君	石橋 通宏君	西村まさみ君
高野光二郎君	田城 郁君	江崎 孝君	島村 大君	金子 洋一君	牧山ひろえ君
相原久美子君	片山さつき君	大久保 勉君	足立 信也君	水岡 俊一君	猪口 邦子君
藤田 幸久君	福山 哲郎君	増子 輝彦君	山東 昭子君	直嶋 正行君	石井みどり君
佐藤 正久君	岡田 直樹君	中川 雅治君	野村 哲郎君	松下 新平君	柳本 卓治君
山谷えり子君	小坂 憲次君	尾辻 秀久君	磯崎 哲史君	浜野 喜史君	小西 洋之君
大野 元裕君	徳永 エリ君	齋藤 嘉隆君	難波 奨二君	有田 芳生君	野田 国義君
風間 直樹君	大島九州男君	林 久美子君	尾立 源幸君	白 眞勲君	藤本 祐司君
津田弥太郎君	小林 正夫君	大塚 耕平君	櫻井 充君	那谷屋正義君	小川 勝也君
神本美恵子君					
田中 直紀君	郡司 彰君	浜田 和幸君	清水 貴之君	真山 勇一君	藤巻 健史君
荒井 広幸君	薬師寺みちよ君	蓮 訪君	藤末 健三君	井上 義行君	芝 博一君
柳澤 光美君	山口 和之君	中野 正志君	小見山幸治君	長浜 博行君	中西 健治君
前川 恭子君	柳田 稔君	江田 五月君	行田 邦子君	松沢 成文君	
羽田雄一郎君	榎葉賀津也君	渡辺美知太郎君	平野 達男君	和田 政宗君	吉川 沙織君
柴田 巧君	儀間 光男君	広田 一君	川田 龍平君	東 徹君	加藤 敏幸君
小野 次郎君	山田 太郎君	室井 邦彦君	小川 敏夫君	寺田 典城君	松田 公太君
アト二オ猪木君	北澤 俊美君	前田 武志君	水野 賢一君	江口 克彦君	片山虎之助君
麻生 太郎君	新藤 義孝君	茂木 敏充君	甘利 明君	愛知 治郎君	

議長の報告事項

去る二月十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

真山 勇一君

補欠

水野 賢一君

財政金融委員

辞任

森本 真治君

補欠

風間 直樹君

厚生労働委員

辞任

風間 直樹君

補欠

森本 真治君

経済産業委員

辞任

行田 邦子君

補欠

真山 勇一君

環境委員

辞任

水野 賢一君

補欠

行田 邦子君

行政監視委員

辞任

和田 政宗君

補欠

真山 勇一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

中西 健治君

補欠

小野 次郎君

松田 公太君

藤巻 幸夫君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

山田 太郎君

補欠

川田 龍平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 長峯 誠君 (伊達忠一君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)
政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)

同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書(第百八十三回国会提出)
日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書(第百八十三回国会提出)

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書(第百八十五回国会提出)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 兵庫県及び京都府における行財政状況、消防及び情報通信等に関する実情調査

一、派遣委員

山本 香苗 二之湯 智
丸川 珠代 吉川 沙織
若松 謙維 渡辺美知太郎
井原 巧 石井 正弘
柘植 芳文 堂故 茂
石上 俊雄 江崎 孝
林 久美子 寺田 典城
吉良よし子 片山虎之助
主濱 了

一、派遣地 兵庫県 京都府
一、期間 二月二十四日及び二十五日の二日間
一、費用 概算六七一、〇七〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十六年二月十三日

総務委員長 山本 香苗
参議院議長 山崎 正昭殿
委員派遣承認要求書

一、目的 在日米軍再編及び我が国の防衛等に関する実情調査
一、派遣委員

末松 信介 佐藤 正久
松山 政司 三木 亨
福山 哲郎 石川 博崇
牧山ひろえ 中西 健治
井上 哲士 アントニオ猪木

一、派遣地 山口県 広島県
一、期間 二月二十四日及び二十五日の二日間
一、費用 概算七二二、八〇〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十六年二月十三日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出が「登録等の推進に関する法律の施行に関する質問に対する答弁書(第一〇号)」

同日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理会委員

橋本 文彦君 (長谷雄幸久君の補欠)

同 予備委員

遠藤 乙彦君 (橋本文彦君の補欠)

同日本院は、人事官に立花宏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、総合科学技術会議議員に小谷元子君、中西宏明君及び平野俊夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員長に岡芳明君を、同委員に中西友子君及び阿部信泰君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員選挙区画定審議会委員に小早川光郎君、川人貞史君、長谷部恭男君、住田裕子君、大山礼子君、宮崎緑君及び久保信保君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に南野聡君、椿慎美君及び山田洋君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に山本和史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	法務委員 水野 賢一君 行田 邦子君 環境委員 行田 邦子君 水野 賢一君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一八号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 食品の放射能汚染による健康障害に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一四号) 技術士の研究開発プログラム・マネジメントへの活用に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一五号) 大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一六号)	厚生労働委員 小西 洋之君 藤末 健三君 行政監視委員 寺田 典城君 柴田 巧君 懲罰委員 真山 勇一君 寺田 典城君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 藤巻 幸夫君 柴田 巧君 東日本大震災復興特別委員 小野 次郎君 寺田 典城君 原子力問題特別委員 藤巻 幸夫君 真山 勇一君 同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 仁比 聡平君 井上 哲士君	同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。 委員派遣承認要求書 一、目的 兵庫県における科学技術研究等に関する実情調査 一、派遣委員 水岡 俊一 上月 良祐 同日議長は、内閣委員に山崎 正昭殿を参議院議長に、山崎 正昭殿を参議院議員連防君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書(第一二号)参議院議員江口克彦君提出日台関係に関する質問に対する答弁書(第一二二号)参議院議員藤末健三君提出情報収集衛星による画像情報の取扱いに関する質問に対する答弁書(第一三三号)同日内閣から、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七條の規定に基づく平成二十四年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。
同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、労働保険審査会委員に木村亨君及び小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に渡邊等君を、同委員に宮城準子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に町田和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十四年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

去る二月十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大野 元裕君

補欠

江崎 孝君

総務委員

辞任

江崎 孝君

補欠

大野 元裕君

小西 洋之君

藤末 健三君

厚生労働委員

辞任

藤末 健三君

補欠

小西 洋之君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

井上 哲士君

補欠

仁比 聡平君

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第百八十三回国会、石関貴史君外四名提出)

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

去る二月十三日提出し、二月十四日議長の承認を得た在日米軍再編及び我が国の防衛等に関する実情調査のための委員派遣承認要求書中、派

平成二十六年三月七日 参議院会議録第七号

議長報告事項

遣委員「末松信介、佐藤正久、松山政司、三木亨、福山哲郎、石川博崇、牧山ひろえ、中西健治、井上哲士、アントニオ猪木」とあるのを「末松信介、佐藤正久、松山政司、三木亨、福山哲郎、石川博崇、牧山ひろえ、中西健治、井上哲士、アントニオ猪木、小野次郎」に、費用概算「七二二、八〇〇円」とあるのを「七九二、〇〇〇円」に変更したい。

右のとおり承認を求めます。

平成二十六年二月十九日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

行政改革に関する質問主意書(江口克彦君提出)

(第二〇号)

被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一八号)

去る二月二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

江崎 孝君

補欠

大野 元裕君

総務委員

辞任

大野 元裕君

補欠

江崎 孝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

中山 恭子君

補欠

清水 貴之君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

西村まさみ君

補欠

田城 郁君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 地方における教育行政に関する実情を調査し、もって今国会提出予定の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため

一、派遣委員

丸山 和也

二之湯武史

堀内 恒夫

石橋 通宏

那谷屋正義

矢倉 克夫

藤巻 健史

石井 浩郎

大島九州男

水落 敏栄

斎藤 嘉隆

新妻 秀規

田村 智子

秋田県

一、期間 二月二十七日及び二十八日の二日間

一、費用 概算四九九、二〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成二十六年二月二十日

文教科学委員長 丸山 和也

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

臨床研究における医師と製薬会社による患者の権利侵害に関する質問主意書(川田龍平君提出)

(第二二号)

北部訓練場ヘリパッド移設工事に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二三三号)

去る二月二十一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

田城 郁君

補欠

西村まさみ君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号)

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

去る二月十七日提出し、二月十八日議長の承認を得た兵庫県における科学技術研究等に関する実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「水岡俊一、上月良祐、松下新平、芝博一、佐藤ゆかり、大野元裕、神本美恵子、秋野公造、江口克彦、山本太郎」とあるのを「水岡俊一、上月良祐、松下新平、芝博一、鴻池祥肇、大野元裕、神本美恵子、秋野公造、江口克彦、山本太郎」に、費用概算「三八四、〇〇〇円」とあるのを「三六四、八〇〇円」に変更した。

右のとおり承認を求めます。

平成二十六年二月二十一日

内閣委員長 水岡 俊一

参議院議長 山崎 正昭殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎君提出食品の放射能汚染による健康障害に関する質問に対する答弁書(第一四号)

参議院議員藤末健三君提出技術士の研究開発プログラム・マネジメントへの活用に関する質問に対する答弁書(第一五号)

参議院議員川田龍平君提出大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する再質問に対する答弁書(第一六号)

参議院議員川田龍平君提出「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問に対する答弁書(第一七号)

同日内閣から、災害対策基本法第二十五条第七項の規定に基づく平成二十六年(二十四年)豪雪非常災害現地対策本部の設置の報告を受領した。去る二月二十四日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任 清水 貴之君 補欠 中山 恭子君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

安倍総理の憲法に対する認識に関する質問主意書(蓮舫君提出)(第二四号)

臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二五号)

国内へのカジノ導入に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
米軍普天間飛行場の移設地選定に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一九号)

行政改革に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第二〇号)

被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二一号)

臨床研究における医師と製薬会社による患者の権利侵害に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二二号)

北部訓練場ヘリパッド移設工事に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二三号)

去る二月二十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 辰巳孝太郎君 補欠 田村 智子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会委員

辞任 田城 郁君 補欠 難波 奨二君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 山下 雄平君 補欠 中泉 松司君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

武器貿易条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第三号)

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

モザンビークでの三角協力プロサバンナ事業に関する質問主意書(神本美恵子君提出)(第二七号)

ビットコインに関する質問主意書(大久保勉君提出)(第二八号)

「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二九号)

日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三〇号)

公益通報者保護法に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第三一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問に対する答弁書(第一八号)

去る二月二十六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 田村 智子君 補欠 辰巳孝太郎君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会委員

辞任 難波 奨二君 補欠 田城 郁君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 山下 雄平君 補欠 中泉 松司君

同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 仁比 聡平君 (仁比聡平君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第三二号)

浄化槽の維持管理に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第三三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍総理の憲法に対する認識に関する質問主意書(蓮舫君提出)(第二四号)

臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに關する質問主意書(川田龍平君提出)(第二五号)

国内へのカジノ導入に關する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二六号)

去る二月二十七日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に關する調査会委員

辞任 補欠

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

渡辺美知太郎君 山田 太郎君
寺田 典城君 川田 龍平君

同日議長は、アンヌ・ブラッスール欧州評議会議員會議議長より、同議長の欧州評議会議員會議議長就任に際し発した祝辞に対する礼状を受けした。

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

古賀友一郎君 西田 昌司君
佐藤ゆかり君 森屋 宏君
堀井 巖君 伊達 忠一君
三木 亨君 山本 順三君
渡辺 猛之君 山谷えり子君
石橋 通宏君 櫻井 充君
田中 直紀君 足立 信也君
福山 哲郎君 小川 勝也君
小池 晃君 辰巳孝太郎君
東 徹君 藤巻 健史君
平野 達男君 荒井 広幸君

決算委員

辞任 補欠

山谷えり子君 渡辺 猛之君
藤巻 健史君 東 徹君

行政監視委員

辞任 補欠

足立 信也君 田中 直紀君
荒井 広幸君 平野 達男君

議院運営委員

辞任 補欠

西田 昌司君 古賀友一郎君
森屋 宏君 佐藤ゆかり君

懲罰委員

辞任 補欠

伊達 忠一君 堀井 巖君

同日議員から次の議案が提出された。
国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に關する法律案(尾立源幸君外一名発議(参第二号))

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)
地方法人税法案(閣法第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。
平成二十六年年度一般会計予算(閣予第四号)
平成二十六年年度特別会計予算(閣予第五号)
平成二十六年年度政府関係機関予算(閣予第六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

少年院法案(閣法第三八号)
少年鑑別所法案(閣法第三九号)

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第四〇号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

森林国営保険法等の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出(衆第一号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の移設地選定に關する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員江口克彦君提出行政改革に關する質問に対する答弁書(第二〇号)

参議院議員川田龍平君提出被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に關する質問に対する答弁書(第二一号)

参議院議員川田龍平君提出臨床研究における医師と製薬会社による患者の権利侵害に關する質問に対する答弁書(第二二号)

参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場ヘリパッド移設工事に關する質問に対する答弁書(第二三三号)

同日衆議院から、同院は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

政治資金適正化委員会委員

伊藤 鉄男君
小見山 満君
日出 雄平君
大竹 邦実君
田中 秀明君

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国家基本政策委員

辞任 補欠

西田 実仁君 新妻 秀規君

予算委員

辞任 補欠

伊達 忠一君 堀井 巖君
森屋 宏君 佐藤ゆかり君
山谷えり子君 渡辺 猛之君
足立 信也君 田中 直紀君
小川 勝也君 野田 国義君
櫻井 充君 石橋 通宏君
安井美沙子君 福山 哲郎君
新妻 秀規君 西田 実仁君
松沢 成文君 藤巻 健史君
辰巳孝太郎君 小池 晃君
藤巻 健史君 東 徹君

決算委員	辞任	補欠	去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	小川 勝也君	野田 国義君	同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。
行政監視委員	東 徹君	藤巻 健史君	辞任	新妻 秀規君	補欠	一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
田中 直紀君	補欠	足立 信也君	予算委員	井上 義行君	松沢 成文君	国家基本政策委員
辞任	補欠	補欠	辞任	西田 昌司君	補欠	辞任
佐藤ゆかり君	森屋 宏君	野田 国義君	山本 順三君	三木 亨君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
野田 国義君	小川 勝也君	松沢 成文君	石橋 通宏君	森本 真治君	真治君	難波 奨二君
懲罰委員	松沢 成文君	金子 洋一君	野田 国義君	西田 実仁君	新妻 秀規君	山本 香苗君
堀井 巖君	伊達 忠一君	若松 謙維君	薬師寺みちよ君	小池 晃君	東 徹君	福島みずほ君
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	モザンビークでの三角協力プロサバンナ事業に関する質問主意書(神本美恵子君提出)(第二七号)	ビットコインに関する質問主意書(大久保勉君提出)(第二八号)	「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な実施計画及び進捗に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二九号)	日本銀行の貸出支援基金の実績及び評価に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三〇号)	公益通報者保護法に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第三一号)	アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第三二号)
浄化槽の維持管理に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第三三号)	古賀友一郎君	補欠	磯崎 哲史君	西田 昌司君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君					

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

那谷屋正義君 羽田雄一郎君

仁比 聡平君 田村 智子君

室井 邦彦君 儀間 光男君

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(第百八十五回国会、渡辺喜美君外三名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定及び処分研究に関する質問主意書(徳永エリ君提出)

(第三六号) 普天間飛行場代替施設建設に対する抗議行動への政府の対応に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三七号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

石橋 通宏君 森本 真治君

長沢 広明君 佐々木さやか君

松田 公太君 渡辺美知太郎君

倉林 明子君 吉良よし子君

藤巻 健史君 中野 正志君

又市 征治君 福島みずほ君

平野 達男君 浜田 和幸君

決算委員

辞任 補欠

室井 邦彦君 藤巻 健史君

吉田 忠智君 又市 征治君

行政監視委員

辞任 補欠

小池 晃君 倉林 明子君

議院運営委員

辞任 補欠

森本 真治君 石橋 通宏君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 平成二十六年豪雪による被害状況等の実情調査

一、派遣委員

竹谷とし子 小坂 憲次

松下 新平 牧山ひろえ

西田 実仁 柘植 芳文

長峯 誠 羽生田 俊

馬場 成志 舞立 昇治

吉川ゆうみ 羽田雄一郎

森本 真治 薬師寺みちよ

田村 智子 儀間 光男

一、派遣地 長野県 群馬県

一、期間 三月十日 一日間

一、費用 概算三三五、一〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十六年三月五日

災害対策特別委員長 竹谷とし子

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成二十六年度一般会計予算

平成二十六年度特別会計予算

平成二十六年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

平成二十六年度総予算について

一、開会の日

平成二十六年三月十三日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十条により承認を求めます。

平成二十六年三月六日

予算委員長 山崎 力

参議院議長 山崎 正昭殿

がん登録等の推進に関する法律の施行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月六日

参議院議長 山崎 正昭殿

川田 龍平

がん登録等の推進に関する法律の施行に関する質問主意書

私が国会が患者と家族の会の一員として、各

会派の議員有志とともに、議員立法として昨秋の臨時国会に提出し、全会一致をもって可決・成立したががん登録等の推進に関する法律(以下「本法」という。)は、現在厚生労働省において三年以内の施行を目指し関係政省令の準備をしているところと承知している。

がん対策基本法に基づくがん対策の一層の推進に不可欠な法制度として、初めての全数調査の仕

組みには、全国のがん患者団体から大きな期待が寄せられている一方で、東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)に伴う放射性物質の拡散により、健康被害、とりわけ甲状腺がんや乳がんなどを心配する方々からは、収集された個人情報(生命保険会社などに流出してしまふのではないかと)といった、本法における情報の保護についての懸念が寄せられている。

そこで本法の適切な施行を期して、以下質問する。

一 本法は、がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究のために活用し、その成果を国民に還元する一方で、がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護するとしているが、本法の施行により、原発事故に伴う被ばくとなんがん発生の因果関係を解明するために必要な、甲状腺がんや白血病、乳がんなどさまざまな種類のがんの発生率、都道府県別、年齢別、年次といった基礎的データへの、研究者、マスコミのアクセスが制約されることとはないと理解してよいのか。

二 前記一で述べた基礎的データは、患者本人への開示はこれまでどおり、不可能とされている。理由としては、がんの病名告知を患者本人にしないではいという家族の声があるからと承知しているが、そもそも患者本人が病名告知を受けずに治療を受けることは、患者本人の自己決定権を阻害しているとの意見もある。患者本人の知る権利を守り、かつ、がん登録の透明性を高めるためにも、今後、患者本人からの開示請求に応えることも検討していくべきと考え

三 前記一で述べた基礎的データについて、個人情報に係る部分を除く匿名化された情報は、全数調査の実現によって確度が高まると考えられる。例えば、どこ地域で何人の甲状腺がん患者が出たなどの統計的な情報が、しっかりと公表されると理解してよい。

四 前記一で述べた基礎的データは、原発事故後の人々の健康を保証するためにも、また、自身の治療選択に資するがんの情報を知りたいと考えるがん患者や家族のためにも十分に、かつ、分かりやすく開示され、地域住民、がん患者や家族、研究者と共有される必要があると考える。政省令の準備に当たっては、がん登録の適切な運用と透明性の確保の観点からも、がん登録の運用に関して第三者的な立場から検討する委員会等を設置し、研究者や有識者のみならず、市民やがん患者団体等の代表者も加えた場で国民の意見を十分聞いた上で検討するべきと考えるが、いかがか。

五 被ばくとがん発生の因果関係について、研究者やマスコミだけでなく、関心を持つ一般市民が検証するために、必要な「人口動態統計」や国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」のがんの統計などの情報へのアクセスを確保する必要がある。一方で、個人情報が生体保険会社や製薬企業などへ漏洩するのではないかと懸念もあり、先日は全国がん登録を所管する国立がん研究センターにおいて、がん検診を受けた九千二百二十六人の判定結果など個人情報記録したUSBメモリーを紛失するという事例もあった。統計情報のアクセス確保と個人情報漏洩防止を両立させるべく、綿密にケーススタディを積み重ねて政省令

を検討すべきと考えるが、いかがか。

六 昨年末、岩手県のがん患者団体が、これからのがん対策について「がん予防」、「がん検診」、「がんの早期発見」、「がんの痛みを取る緩和ケア」など十九項目から興味のある事項についてアンケート調査を行った結果、がん患者及び一般市民における「がん登録」に関する関心は低いほうから数えて二番目であった。がん患者団体及びがん患者自身や一般市民へのがん登録の意義、必要性についての説明が現状ではかなり不足しており、対策が必要と思われるが、いかがか。

七 本法では、がん登録データベースを一元管理することにより、個人情報の漏洩が懸念されることから、公務員などが患者の個人情報を漏洩した場合に備え、罰則規定を設けているが、情報を取り扱う担当者が委縮して、本来公開すべき情報を出さなくなるような事態が起きぬよう、慎重で適切な運用をすべきと考えるが、いかがか。

八 本法の条文中、「がん医療の質の向上」のため、という文言が随所にあるが、これは「がん患者のためのがん医療の質の向上」という意味であると考え、従来の地域がん登録や院内がん登録では、しばしば研究者の視点に偏った調査と情報の公開が行われ、がん患者の治療選択にも資するような情報公開が十分ではなかったとの指摘があり、この趣旨を踏まえた運用がなされるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされた。

右質問する。

平成二十六年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋二

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出がん登録等の推進に関する法律の施行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出がん登録等の推進に関する法律の施行に関する質問に対する答弁書

一から三まで、七及び八について

政府としては、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第十一号。以下「法」という。)の施行に際しては、個人情報の保護に留意しつつ、御指摘の「基礎的データ」を含めた統計情報等の適切な公表に努めてまいりたい。

四及び五について
政府としては、法第五十条各号に規定する政令及び厚生労働省令の制定に当たっては、同条の規定に基づき、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴くとともに、法に基づく政令及び厚生労働省令の制定に当たっては、意見公募手続を実施することとしている。

六について
政府としては、今後、独立行政法人国立がん研究センターのホームページ等を通じて、がん登録の意義及び必要性について、広く国民への周知を図ってまいりたい。

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月七日

参議院議長 山崎 正昭殿

蓮 舫

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書

平成二十五年十二月五日に薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が成立した。右の点を踏まえ、以下、要指導医薬品(改正法施行後の薬事法(以下「改正薬事法」という。)第四条第五項第四号)のインターネット販売のほか、処方箋医薬品のインターネット調剤について質問するが、処方箋医薬品のインターネット調剤及び配送とは、薬局としての許可を取得している者が、患者から処方箋原本を郵送、持参又はFAXにより受領し、薬剤師がインターネット、メール、電話、FAX等を用いて情報提供及び服薬指導を行ったうえで、薬剤師が薬剤を調剤し、患者に配送し当該処方箋医薬品と処方箋とを交換する方法(以下「ネット調剤」という。)を指すものとする。

一 処方箋医薬品の郵送について

昨年十一月十八日のRISFAXの記事に関連して、質問をする。

1 日本調剤が、①コールセンターに電話して利用申込書を入力、②受診し医師から処方箋を受け取る、③処方箋原本と問診票医薬品送付依頼書に必要事項を記入したものを郵送、

④日本郵便のレターパックやゆうパックで医薬品が届くという手順で、医療用医薬品を郵送で患者に直接届けるサービスの準備を整えていたところ、厚生労働省がこれを中止するよう指導したとの報道があるが、それは事実か。事実である場合、そのように指導した理由及びその根拠法令を示されたい。根拠法令が省令である場合には、授權した法律の規定を示されたい。中止をさせる根拠法令がない場合には、根拠法令がないにもかかわらず中止の指導をすることができるとの理由につき、政府の見解を示されたい。	場合には、その根拠は何か示されたい。 二 対面原則と抵触する通知に基づく措置について 平成十年十二月二十五日付け各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局企画課長通知「ファクシミリを利用した処方せん受入体制」と患者での薬剤の受渡しについて(「医薬企第九〇号」によれば、寝たきり患者等の利便の向上を図る観点から、患者等が薬局を来訪することが困難な場合等において、従前対面で情報提供を行った同一の薬剤を調剤する場合等、一定の条件を満たした場合には、看護者から薬局に対してファクシミリで電送された処方内容に基づき薬剤師以外の者が患者を訪問し薬剤の受渡し等を行うことが認められている。なおこの際、薬剤師は患者等に対し電話等により必要な情報提供を適切に行い、患者の質問等に応じることが求められる。	は報告されているか。 6 このような取扱いによる安全性への懸念はないと理解してよいのか。理解してよい場合にはその根拠如何。安全性への懸念がある場合には、具体的な懸念の内容及び根拠、安全性への懸念に対する対応策について、政府の見解を具体的に明らかにされたい。 7 厚生労働省は対面でなければ安全性を確保できないとの主張をしていたにもかかわらず、対面ではない例外を認めることができたのか。従前の主張との整合性について、政府の見解を明らかにされたい。 8 前記二の五で発現した副作用は、通常の処方箋医薬品販売の場合と比較して有意かつ実証的な差があるか、示されたい。 9 前記二の八において有意かつ実証的な差がない場合、このような特例に副作用の問題はないと考えられるが、一般的に認めずこれを全て否定する薬事法改正を行った理由は何か。	示されたい。 2 緊急事態だからとの理由で例外的取扱いをする場合には、一般用医薬品でも、少なくとも被災地では郵便等による販売を認めるべきであったと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。 3 本事務連絡に基づき電話等による情報提供にとどまったことに起因して発現した副作用は報告されているか。また、当該郵送に起因して発現した副作用は報告されているか。 4 本取扱いにより安全性への懸念はないと理解してよいのか。理解してよい場合にはその根拠如何。安全性への懸念がある場合には、具体的な懸念の内容及び根拠、安全性への懸念に対する対応策について、政府の見解を具体的に明らかにされたい。 5 前記三の三で発現した副作用は、通常の処方箋医薬品販売の場合と比較して有意かつ実証的な差があるか、示されたい。 6 前記三の五において有意かつ実証的な差がない場合、例外的取扱いで問題がないと考えられるが、改正法において、一般的に認めずこれを否定している理由を明らかにされたい。
現在多くの調剤薬局で、患者からの要望があれば、処方箋を確認したうえで調剤された薬剤を郵送又は直接配達しているケースがあると聴いているが、厚生労働省はどのようなケースを把握しているか。把握している場合には、当該郵送に起因して副作用が発生した事例の有無及び事例がある場合には、どの程度の副作用が発生しているのか、示されたい。また、副作用発生割合は、薬剤を郵送又は直接配達しているケース全体のうち、どの程度が明らかにされたい。 2 前記一の一のケースを把握していない場合には、その理由を示されたい。 3 前記一の二の件数を調査していないとすれば、その理由を明らかにされたい。 4 改正法が施行された後は、このような運用も許されなくなると理解してよいのか。許される場合には、その根拠規定を明らかにされたい。 5 これまで実施されてきた薬剤師以外の者による薬剤の受渡しに起因して発現した副作用	平成二十六年三月七日 参議院会議録第七号 質問主意書及び答弁書	三 平成二十三年三月二十三日付け事務連絡「情報通信機器を用いた診療(遠隔診療)等に係る取扱いについて(厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬食品局総務課)によると、東日本大震災により患者が被災地外の薬局における調剤を希望する場合には、ファクシミリ等で送付された処方内容に基づき調剤すること及び客観的にやむを得ない状況であると認められる場合に、調剤した薬剤を郵送することが認められ、薬剤師が電話等により必要な情報提供を適切に行うものとされた。 1 このような例外的取扱いをする法的根拠を	四 要指導医薬品のネット販売を禁止する改正法の立案過程について 厚生労働省に設置された「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。の)の議事録及び報告書において、スイッチ直後品目等は「丁寧かつ慎重な販売が求められる」とされているにとどまる。 1 平成二十五年十一月二十日の衆議院内閣委

員会において玉木委員が提出した資料によれば、前述の報告書のほかに、非公式に「五感を用いて判断する必要がある」との座長のコメント(以下「座長コメント」という。)が発表されたとのことであるが、これは要指導医薬品全てに対して五感を用いて判断する必要があるとの意味か、それとも一部の品目に対して必要であるという意味か、政府の見解を明らかにされたい。	からか、あるいは専門家会合では反対されることが予想されたからではないか。 また、このような状況で議論をし尽くしたといえるのか、政府の見解を明らかにされたい。	する理由はどこにあるのか。対面では危険ではないがネット調剤では危険であるとするならば、その実証的理由を明らかにされたい。 2 「必要な情報を提供」及び「必要な薬学的知見に基づく指導」とあるが、薬剤師が具体的にどのような業務を行うのか、個別具体的かつ網羅的に示されたい。また、それらの実施に当たり、対面で行うことに限定し、インターネットの方法では認めない科学的根拠を明らかにされたい。	際にどのように確認するのか。自己申告か、それ以外の方法であれば、それはどのような確認方法か。自己申告で足りるとする場合に、使用者の状態の確認が確実にでき、安全性を確保できるとする科学的根拠を明らかにされたい。例えば、鼻水が出ておらず、くしゃみしていない者が店頭でアレルギー用薬の購入を希望する場合に、その者が使用者本人かどうかをどのように確実に確認するのか。鼻水が出るなどの症状が現れていない限り本当に使用者かどうか確認ができないので、購入できないのか。
2 前記四の1に関して、五感を用いた判断の必要性の有無は公開の専門家会合の中で議論されたか。議論されていない場合には、このように重要なことが議論されずにコメントされた理由を明らかにされたい。	7 座長コメントが発表されるまでの経緯について、時系列を追って示されたい。特に座長コメントの発案者、発案した日時及び理由、座長コメントの作成された日時、作成者、発表日時を示されたい。また、専門家全員の同意の有無、同意があるとすれば、それを確認した方法及び日時を示されたい。	3 要指導医薬品について、五感を用いて判断する必要がある理由は具体的に何か。例えば、腫カシジダ用薬についてはどのような理由でどのような五感を用いて判断する必要があるのか。また、解熱鎮痛剤ではどのような理由でどのような五感を用いて判断する必要があるのか。要指導医薬品の対象候補とされていた二十八品目について個別かつ網羅的に示されたい。	六 処方箋医薬品のネット調剤を禁止する改正法の立案過程について 1 これまで厚生労働省において、処方箋医薬品のネット調剤に起因して副作用リスクが高まるかどうかに関して検討会等を行ったことがあるか。行ったことがある場合、いつ、どのような参加者によって、どの程度の時間をかけ、どのような観点で検討したのか。また、その議事録を示されたい。
3 専門家会合の目的に、対面とネットの比較及び対面義務付けの是非は含まれていたのか。かかる目的が当初から含まれていたか、又は検討中に追加される可能性があったのであれば、なぜネット販売の実情を理解したりスクコミュニケーションの専門家を委員に加えなかったのか。	8 五感を用いて判断する必要があるというのは政府の公式見解か。公式見解である場合には、具体的にどのような科学的根拠によって五感を用いて判断する必要があると判断したのか。また、通常の薬剤師が五感によって感知できるのはどのような状態であるのか。加えて、どの感覚によって何を把握するのか示されたい。	4 「五感」の使用について、視覚、触覚、味覚、嗅覚、触覚ごとに、どのように使用するのか個別具体的かつ網羅的に示されたい。医薬品ごとに違うので示せないという場合には、要指導医薬品の対象候補とされていた二十八品目個々に照らして示されたい。また、そのような五感の使用は、触覚であれば患部に触れるといったことも発生するが、薬剤師に認められていない医療行為に該当することはないのか。	2 専門家会合の議事録等において、当該会合の目的ではなかった医療用医薬品について、「医療従事者の直接的な関与の下で、スイッチ直後品目や劇薬指定品目以上に慎重に取り扱うことが求められる」と申し添えられている
4 専門家会合に、憲法学者は含まれていたか。含まれていない場合には、ネット販売を主たる事業として行ってきた事業者の憲法上の権利である営業の自由を制限する可能性があったにもかかわらず、なぜ憲法学者を委員に加えなかったのか。	五 要指導医薬品のネット販売を禁止する理由について 改正薬事法第三十六条の四第一項は、要指導医薬品について、「対面により」、「書面を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導」をしなければならぬと規定している。	5 座長コメントにおいて「五感を用いて判断」とされているのは、使用者の状態であると推認するが、購入する人が使用者かどうかは実	1 要指導医薬品の販売について、対面に限定
5 「五感を用いて判断する必要がある」との見解は報告書には記載されていないが、なぜ報告書には記載しなかったのか。報告書を提出した後、このようなコメントを発表するとは、専門家会合で十分に議論しきれていない			

るにとどまる。議事録等においても、また座長コメントにおいてすら記載されていない処方箋医薬品に関する対面の義務付けは、この専門家会合の検討範囲に含まれていたか。

七 処方箋医薬品のネット調剤を禁止する理由について

改正薬事法第九条の二第一項は、処方箋医薬品について、「対面により」、「書面を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導」をしなければならないと規定する。

1 処方箋医薬品の調剤について、対面に限定する理由はどこにあるのか。対面では危険ではないがネット調剤では危険であるとするならば、その実証的理由を明らかにされたい。

2 「必要な情報提供」及び「必要な薬学的知見に基づく指導」とあるが、薬剤師が具体的にどのような業務を行うのか、個別具体的な網羅的に示されたい。また、それらの実施に当たり、対面で行うことに限定し、インターネットの方法では認めない科学的根拠を明らかにされたい。

3 処方箋医薬品は、医師又は歯科医師の診断に基づき交付される処方箋により調剤するものであるが、医師又は歯科医師が五感を活用して診療した上で、さらに薬剤師が五感を活用しないと防ぐことができないリスクはあるか。ある場合には、具体的に示されたい。

また、そのリスクは五感を活用する以外の方法では防ぐことができないのか、できない場合にはその理由と併せて示されたい。どの

感覚をどのように使うのか、全て（視覚、聴覚、味覚、触覚、嗅覚）について個別具体的な網羅的に示されたい。

4 五感の活用の有無以外に、処方箋医薬品の情報提供及び薬学的知見に基づく指導を対面に限定する根拠はあるか。ある場合には、その根拠はどのように導き出されたか、示されたい。

八 政府は、処方箋医薬品の副作用の発生原因を調査しているか。調査している場合、発生原因にはどのようなものがあるか示されたい。

また、処方箋医薬品を交付する際に行われる薬剤師による服薬指導・情報提供が十分又は適切ではなかったことに起因して発生した副作用は報告されているか。報告されている場合、具体的にはどのような点に問題があったのか示されたい。それらの問題はインターネットによる情報提供では防げないのか。防げないとすればその理由を示されたい。

右質問する。

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員蓮舫君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

厚生労働省の職員が平成二十五年十一月に日

本調剤株式会社との役員と面談し、御指摘の「医療用医薬品を郵送で患者に直接届けるサービス」を行うことについては、薬事法昭和三十五年法律第四十五号）第九条の二第一項及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十三第一項の規定に違反する旨を伝え、たことは事実であるが、その時点において同社は当該サービスを行っていないとのことであったため、御指摘の「中止するよう指導した」との事実はない。

また、薬事法及び薬事法施行規則の規定に照らして、薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤（以下「調剤された薬剤」という。）を購入し、又は譲り受けようとする者に対して、その薬局内の情報の提供を行う場所において、薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に対面して当該調剤された薬剤の適正な使用のために必要な情報の提供を行わせた後に、当該調剤された薬剤を郵送し、又は直接配達することは認められるが、その個別具体的な事例については、特段の必要性があるとは考えていないため把握していない。

一の3について

薬局開設者が、調剤された薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者に対して、その薬局内の情報の提供を行う場所において、薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に対面して当該調剤された薬剤の適正な使用のために必要な情報の提供を行わせた後に、当該調剤された薬剤を郵送し、又は直接配達することについては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律平成二十五年法律第三十三号、以下「平成二十五年改正法」

という。）による改正前の薬事法第九条の二第一項及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号。以下「平成二十六年改正省令」という。）による改正前の薬事法施行規則第十五条の十三第一項の規定に違反せず、また、平成二十五年改正法による改正後の薬事法（以下「改正薬事法」という。）第九条の三第一項及び平成二十六年改正省令による改正後の薬事法施行規則第十五条の十二第一項の規定にも違反しない。

二について

（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「平成十八年改正法」という。）の施行に伴い制定した薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下「平成二十一年改正省令」という。）による改正後の薬事法施行規則第十五条の十三第一項において、平成十八年改正法による改正後の薬事法第九条の二第一項の規定による情報の提供は、その薬局内の情報の提供を行う場所において、薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に対面で行わなければならないこととしたため、平成十八年改正法及び平成二十一年改正省令が施行された平成二十一年六月一日以降、御指摘の「フアクシミリを利用した処方せん受入体制と患者での薬剤の受渡しについて」（平成十年十二月二十五日付け医薬企第九十号厚生省医薬安全局企画課長通知。以下「通知」という。）で明示した取扱いは認められないこととなっており、このことは平成二十五年改正法の施行後においても同様である。このため、厚生労働省としては、お尋ねの通知に基づく措置

として「これまで実施されてきた薬剤師以外の者による薬剤の受渡しの数」及び「これまで実施されてきた薬剤師以外の者による薬剤の受渡しに起因して発現した副作用」についてはいずれも把握しておらず、お尋ねの「通常の処方箋医薬品販売の場合と比較して有意かつ実証的な差」の有無についてお答えすることは困難である。

三の1、2及び4について

御指摘の「情報通信機器を用いた診療(遠隔診療等)に係る取扱いについて」(平成二十三年三月二十三日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬食品局総務課事務連絡 以下「事務連絡」という。)に基づくファクシミリ等により送付された処方箋による調剤に関する取扱いについては、調剤された薬剤の適正な使用が確保されないことによる調剤された薬剤の使用の安全性の確保への懸念はあるものの、東日本大震災という大規模な災害の発生時において、調剤された薬剤が提供されないことによる被災地の患者の傷病の悪化のおそれを勘案し、緊急避難的な措置として、調剤された薬剤に限り、例外的な取扱いを認めたものである。このため、薬剤師が電話等により調剤された薬剤の適正な使用のために必要な情報提供を適切に行うことを求めたこと以上の「安全性への懸念に対する対応策」は講じていない。

三の3及び5について

お尋ねの「事務連絡に基づき電話等による情報提供にとどまったことに起因して発現した副作用」については把握しておらず、お尋ねの「通常の処方箋医薬品販売の場合と比較して有意か

つ実証的な差」の有無についてお答えすることは困難である。

三の6について

東日本大震災の発生時において緊急避難的な措置として例外的な取扱いを認めたことをもって、事務連絡で明示したファクシミリ等により送付された処方箋による調剤に関する取扱いを一般的に認めることは適切でない。

四の1について

御指摘の「座長コメント」は、御指摘の「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合(以下「専門家会合」という。)において検討が行われた全ての「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」(以下「スイッチ直後品目等」という。)について、五感を用いて判断する必要があるとの意味であると承知している。

四の2について

お尋ねの「五感を用いた判断の必要性の有無」については、専門家会合において議論されており、このことは、専門家会合が平成二十五年十月八日に取りまとめた「スイッチ直後品目等の特性及び販売時の留意点について」(以下「専門家会合報告書」という。)において、「使用者は自らの症状の程度や状態について、正しく判断・申告できないおそれがあるため、薬剤師が知識・経験を持つて直接判断することが必要である。」とされたことからも明らかである。

四の3及び4について

専門家会合は、スイッチ直後品目等の特性及び販売時の留意点について、医学・薬学的観点から検討を行うことを目的として開催したものであるため、医学・薬学の専門家のみを構成員

としたものである。

四の5について

御指摘の「座長コメント」においては、「スイッチ検討会の報告書を作成するに当たっては、この件が政治的に問題になっていたこともあり、また、純粋に医学・薬学の見地から検討を行ったということをはっきりさせるためにも、敢えてネットとか対面という用語を使わずに作成した。」とあり、このことから、専門家会合報告書においては、お尋ねの「五感を用いて判断する必要がある」との文言が記載されなかったものと承知している。

また、御指摘の「座長コメント」は、座長が、専門家会合報告書の内容を明確化するために作成したものと承知しており、専門家会合での議論はし尽くされたものと考えている。

四の6について

四の3及び4について述べたとおり、専門家会合は、スイッチ直後品目等の特性及び販売時の留意点について、医学・薬学的観点から検討を行うことを目的として開催したものであり、その検討の結果、専門家会合報告書において、スイッチ直後品目等の販売時の留意点として、「使用者は自らの症状の程度や状態について、正しく判断・申告できないおそれがあるため、薬剤師が知識・経験を持つて直接判断することが必要である。」とされたものである。

四の7について

御指摘の「座長コメント」については、専門家会合報告書が公表された後、専門家会合の座長が、専門家会合報告書の内容を明確化するため作成したものと承知しており、平成二十五年

十月二十九日午後三時から開催された産業競争力会議医療・介護等分科会の第二回会合において、厚生労働省医薬食品局長が読み上げる形で発表されたものである。

また、同会合での発表後、専門家会合の全構成員が当該コメントを改めて確認し、その内容について同意していると承知している。

四の8について

専門家会合において検討が行われた全てのスイッチ直後品目等について「薬剤師が患者さんの状態を五感を用いて判断し、販売する必要がある」ということが、医学・薬学の専門家の見解である。この見解を踏まえ、政府として、当該スイッチ直後品目等の不適正な使用による健康被害の発生を防止するためには、薬剤師が、その薬学的知見に基づき、使用できる全ての感覚を用いて、直接のやり取りや会話の中で相手の状態を的確に把握し、相手の理解を確認しながら、柔軟かつ適切に情報の提供及び指導を行う必要があると判断したものである。

五の1及び2について

要指導医薬品とは、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する医薬品である。このため、改正薬事法第三十六条の六第一項において、薬局開設者又は店舗販売業者に対し、要指導医薬品を販売し、又は授与する場合には、薬剤師の対面による情報の提供及び指導を行わせることを義務付けている。

また、お尋ねの「必要な情報を提供」とは、薬

剤師が、要指導医薬品の購入者に対し、当該要指導医薬品の名称、有効成分の名称及び分量、用法、用量、効能、効果等の要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を伝達することをいい、お尋ねの「必要な薬学的知見に基づく指導」とは、薬剤師が、要指導医薬品の購入者に対し、その薬学的知見に基づき、当該要指導医薬品の使用を止めるべきタイミングを個別具体的に指示すること、購入者の状態や他の薬剤又は医薬品の使用状況を踏まえ、他の医薬品への変更を促すこと等の要指導医薬品の適正な使用のために必要な指導を行うことをいう。

五の1及び2について述べたとおり、要指導医薬品とは、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要な医薬品であり、情報の提供及び指導を行うに当たっては、薬剤師が、その薬学的知見に基づき、使用できる全ての感覚を用いて、直接のやり取りや会話の中で相手の状態を的確に把握し、相手の理解を確認しながら行うことが必要である。

また、薬剤師が、使用できる全ての感覚を用いて相手の状態の把握等を行うことは、医行為に該当しない範囲において認められるものである。五の5について

要指導医薬品を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであるが、当該

五の1及び2について述べたとおり、要指導医薬品とは、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要な医薬品であり、情報の提供及び指導を行うに当たっては、薬剤師が、その薬学的知見に基づき、使用できる全ての感覚を用いて、直接のやり取りや会話の中で相手の状態を的確に把握し、相手の理解を確認しながら行うことが必要である。

また、薬剤師が、使用できる全ての感覚を用いて相手の状態の把握等を行うことは、医行為に該当しない範囲において認められるものである。五の5について

要指導医薬品を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであるが、当該

要指導医薬品を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであるが、当該

五の1及び2について述べたとおり、要指導医薬品とは、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要な医薬品であり、情報の提供及び指導を行うに当たっては、薬剤師が、その薬学的知見に基づき、使用できる全ての感覚を用いて、直接のやり取りや会話の中で相手の状態を的確に把握し、相手の理解を確認しながら行うことが必要である。

また、薬剤師が、使用できる全ての感覚を用いて相手の状態の把握等を行うことは、医行為に該当しない範囲において認められるものである。五の5について

要指導医薬品を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであるが、当該

要指導医薬品を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであるが、当該

五の1及び2について述べたとおり、要指導医薬品とは、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要な医薬品であり、情報の提供及び指導を行うに当たっては、薬剤師が、その薬学的知見に基づき、使用できる全ての感覚を用いて、直接のやり取りや会話の中で相手の状態を的確に把握し、相手の理解を確認しながら行うことが必要である。

また、薬剤師が、使用できる全ての感覚を用いて相手の状態の把握等を行うことは、医行為に該当しない範囲において認められるものである。五の5について

要指導医薬品を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであるが、当該

要指導医薬品を購入しようとする者が当該医薬品を使用しようとする者かどうかについては、薬剤師が、当該医薬品を購入しようとする者の申告に基づき確認するものであるが、当該

日台関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月十日

参議院議長 山崎 正昭殿 江口 克彦

日台関係に関する質問主意書

我が国においては、平成二十五年十二月四日に国家安全保障会議が発足し、同月十七日には初の国家安全保障戦略も策定されるなど、外交安全保障政策を政府一体となつて推し進める態勢が整つた。さらに、積極的平和主義の考え方の下、東南アジア諸国との連携強化を図るなど、力強い外交を展開している安倍内閣の姿勢は率直に評価したい。

ただし、中国による一方的な防空識別圏の設定や海洋進出等により、東アジア情勢が緊迫化する中、同地域の平和と繁栄を維持し、我が国のシーレーンの安全確保や南シナ海での中国海軍進出の抑止等を図るためには、台湾周辺海域の安定が重要であり、中国の動きを牽制する意味でも、今後、政治・安全保障面も含め、台湾との協力関係を構築する必要があると考える。

右を踏まえ、以下質問する。

一 国家安全保障戦略では、「Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ」の中の「3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化」において、様々な国・地域との関係強化の方針が示されているが、台湾との関係について一切の言及

がない。我が国の安全保障を考えるに当たつては、前文で触れたとおり、台湾との関係をどのように位置付けるのかは、非常に重要な要素であると考え、その点についての言及がなされていない理由を明らかにされたい。

二 米国は、昭和五十四年に中国と国交を樹立したが、他方、同年に台湾関係法を制定し、「平和的手段以外の方法によつて台湾の将来を決定しようとする試みは西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、米国の重大関心事である」との認識の下、米国の対台湾政策を法律で定めている。この米国の台湾関係法に対する政府の認識・評価を示されたい。

三 政府は、台湾との関係について、「昭和四十七年の日中共同声明第三項を踏まえ、非政府間の実務関係として維持する」との基本的立場を示しているが、日台関係を基礎付ける法的文書は存在しない。しかし、日中関係に関して、台湾との連携は外交上有益と考えられることから、我が国においても、米国の台湾関係法を参考として、台湾との基本的関係を示した「日台関係基本法」を早急に制定し、台湾との関係強化を図つていくべきと考えるが、この点についての政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出日台関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出日台関係に関する質問に対する答弁書

一及び三について

台湾との関係に関する我が国の基本的立場は、昭和四十七年の日中共同声明第三項を踏まえ、非政府間の実務関係として維持するといふものである。政府としては、このような基本的立場に基づき、我が国との間で緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーである台湾との間においてこのような実務関係が着実に発展していくことを期待している。

二について

お尋ねは、他国の政策の評価に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えた

情報収集衛星による画像情報の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月十日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

情報収集衛星による画像情報の取扱いに関する質問主意書

内閣衛星情報センターは、我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする情報収集衛星を保有・運営しており、大規模災害への対応においても、その機能を十分に活用することが期待される。

しかし、東日本大震災の際に、内閣情報調査室において、情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析結果等を基に、被災状況推定地図を作成し、関係省庁に配布していたが、東京電力に対しては、内閣衛星情報センターが米国の商用衛星の画像を購入し、それを提供したことが明らかになっている。また、国家安全保障に関する特別委員会における特定秘密の保護に関する法律案の審査の過程で、情報収集衛星に関することも議論となつた。安倍内閣総理大臣は、「特別管理秘密文書等の総数が四十二万件」、「うち約九割は、実は、我が国の情報収集衛星に関するいわば写真」と答弁し、河邊政府参考人は、「情報収集衛星が撮像した画像については、情報収集衛星の撮像内容及び能力が明らかになることから、本法案別表第二号ハ又はニに該当し、特定秘密に指定されるものと考えている」と答弁している。

一方で、平成二十五年十一月から十二月には、内閣情報調査室から在京フイリピン大使館に対し、情報収集衛星の画像情報等を基に作成された台風被害の被災状況推定地図が提供され、一般公開もされているところである。

そこで、以下質問する。

一 特別管理秘密文書等の約九割が情報収集衛星により撮像した画像であるとされるが、情報収集衛星により撮像した画像及び当該画像を基に作成された情報(以下「情報収集衛星による画像情報」という。)は、全て特別管理秘密に指定されているのか。指定されていないものもある場合は、どのような基準に基づき指定しているのか。

二 特定秘密の保護に関する法律が施行された場

合に、情報収集衛星による画像情報は、全て特定秘密に指定されることになるのか。

三 政府は、在京フィリピン大使館に対して台風被害の被災状況推定地図を提供し、同地図を一般公開したが、これにより「情報収集衛星の撮像内容及び能力」又は「情報収集衛星の性能及び運用状況」等が明らかになるおそれはないのか。また、同様の情報を、東日本大震災の際に東京電力に対して提供できなかった理由を明らかにされたい。

四 情報収集衛星は、大規模災害等への対応だけでなく、外交や防衛等の安全保障のための情報を公表することによる「安全保障上の情報収集活動を支援を及ぼすおそれ」のため秘密に指定されてしまい、大規模災害等への対応に一定の支障をきたしている。しかし、被災状況推定地図のように、大規模災害等への対応に活用できる情報は、可能な限り公開していくべきである。そこで、情報収集衛星による画像情報をその使用目的、加工の有無等に応じて秘密指定又は解除する基準を策定するなど、国民のために情報収集衛星を活用できるよう検討するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出情報収集衛星による画像情報の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十六年三月七日 参議院会議録第七号

質問主意書及び答弁書

参議院議員藤末健三君提出情報収集衛星による画像情報の取扱いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「情報収集衛星により撮像した画像」については、それが画像として可視化するための処理が行われたものを意味するのであれば、お尋ねの「特別管理秘密」に全て指定されており、また、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）の施行後は、同法第三条第一項に規定する要件を満たす場合には、特定秘密として指定されるものと認識している。

一方、お尋ねの「当該画像を基に作成された情報」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の「在京フィリピン大使館に対して」提供した「被災状況推定地図」は、一及び二について述べた情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析結果や独自に収集した情報を基に内閣情報調査室が作成したものであるが、当該画像そのものが含まれるものではなく、また、その撮像の日時や分析の方法が記載されたものでもないため、お尋ねの「情報収集衛星の撮像内容及び能力」及び「情報収集衛星の性能及び運用状況」が明らかになるものではないと考えている。

なお、東日本大震災の際に内閣情報調査室が作成した東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の周辺地域を含む被災状況推定地図については、当時、第三者への提供制限を付さずに関係機関との共有が図られており、お尋ねの「提

供できなかった理由」があるものではない。

四について

今後とも、大規模災害に際して、三について述べた被災状況推定地図を作成し、積極的に公表するなどして、御指摘のように、「国民のために情報収集衛星を活用」するよう努めてまいりたい。

食品の放射能汚染による健康障害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月十二日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

食品の放射能汚染による健康障害に関する質問主意書

平成二十五年十一月にウクライナから来日したタチアナ・アンドロシエンコ氏によれば、放射能の汚染レベルが高いキノコと川魚を食べないようになると、放射能汚染地域だけでなく非汚染地域でも健康障害が改善することである。具体的には以下の事例を挙げ、頭痛と足痛が大幅に改善したと、昨年十一月二十一日に衆議院議員会館で開催された講演会で述べている。

アンドロシエンコ氏の現地調査によれば、ウクライナの非汚染地域にあるコヴァリン村において、平成二十四年十一月に、頭痛がしていた児童十三人のうち、右食品の摂取を忌避することにより、ほぼ一年後の平成二十五年十月時点で、頭痛が解消した児童は五人、頭痛が改善した児童は八

人だった。それらの児童の家族も同食品の摂取を忌避していると、平成二十五年十月時点において、頭痛がしていた大人二十人のうち、頭痛が改善した者は十九人おり、全くの未改善者は一人だった。

また、同調査において、当初、足痛がしていた児童は十一人いたが、一年後に足痛が解消した児童は三人、足痛が改善した児童は八人だった。大人では、当初、足痛があった十八人全員の症状が改善した。

アンドロシエンコ氏が放射線管理区域にあるピグ二村において行った調査では、平成二十五年一月からキノコと川魚に加えて、ベリー類も食べないようになると、同年十月時点で、頭痛がしていた児童五人のうち、頭痛が解消した児童は二人、頭痛が改善した児童は三人だった。それらの児童の家族では、当初、頭痛がしていた大人十一人全員の症状が改善した。

また、同調査において、当初、足痛がしていた児童五人のうち、症状が解消した児童は三人、症状が改善した児童は二人だった。

大人では、当初、足痛がしていた十一人全員の症状が改善した。

第百八十五回国会の参議院内閣委員会における私の質問に対して、平成二十五年十一月五日、森まさこ内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）は、「科学的な知見に基づき、（中略）平成二十三年十月に食品に含まれる放射性物質の食品健康影響評価を取りまとめ、厚生労働省に答申したところでございます」と答弁している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 政府は、東京電力福島第一原子力発電所事故による健康問題について、完全に問題のないよ

うにするために、抜本解決に向けたプログラムを責任を持って決定し、着手し、実行していくことを約束している。そのためにチェルノブイリ原子力発電所事故後のウクライナの健康問題について、これまで、どのような知見を得て、どのように参考にし政策に反映させたか、政府の見解を明らかにされたい。

二 日本のNPO法人「食品と暮らしの安全基金」(以下「安全基金」という。)が、ウクライナの放射能被害、健康被害を防ぐために放射能に汚染されていない食材による食事を摂る「食事改善プロジェクト」を実践している。政府はこの事実を把握しているか。また、同プロジェクトの意義、有効性について、政府の見解を明らかにされたい。

三 安全基金のウクライナでの取組からは、放射能による頭痛や足痛などの「痛み」が報告されている。放射能による健康被害として、頭痛や足痛などの「痛み」の症例を政府は承知しているか。安全基金のウクライナにおける取組の報告について、政府の見解を明らかにされたい。

四 食品安全委員会が食品に含まれる放射性物質の食品健康影響評価を取りまとめた際に用いた資料の中で、頭痛と足痛に関する資料はあるか。ある場合には、その資料名を具体的に明らかにされたい。

五 前記四に関して、頭痛と足痛に関する資料がある場合、頭痛と足痛の原因となった食品に含まれる放射性セシウムの最低値は一キログラム当たり何ベクレルであるか、政府の承知するところを示されたい。

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出食品の放射能汚染による健康障害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出食品の放射能汚染による健康障害に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「抜本解決に向けたプログラム」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、福島県における県民健康管理調査においては、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の二千八年報告書に記載されたチェルノブイリ原子力発電所事故からの放射線による健康影響など、医学等の専門家の合意が形成されている様々な知見も考慮して、その内容が定められていると承知している。

また、食品中の放射性物質の基準値の設定に当たり実施した食品安全委員会の食品健康影響評価において、チェルノブイリ原子力発電所事故後のウクライナにおける甲状腺がん及び小児白血病の発症状況に関する様々な知見も考慮している。

二及び三について

政府としては、御指摘の法人が実施する「食事改善プロジェクト」その他の取組については承知していない。

四及び五について

政府が承知する限りでは、お尋ねのような資料はない。

技術士の研究開発プログラム・マネジメントへの活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

技術士の研究開発プログラム・マネジメントへの活用に関する質問主意書

平成二十五年度補正予算において「革新的研究開発推進プログラム」のための経費が五五〇億円計上された。本事業はプログラム・マネージャー(以下「PM」という。)が研究開発プログラムを提案し、優秀な技術と人材を結集し、自らの権限と責任で臨機応変にプログラムをマネジメントするのが特徴である。今後は、科学技術イノベーションの観点からも、同事業のように研究開発プログラムの立案、管理、運営を行う専門職の役割はますます重要になると考えられる。

米国においては、主要研究機関等でPMとして多くの人材が雇用されており、PMは一つの職種として確立しキャリアパスも明確である。しかしながら我が国においては、PMの専門職としての位置付けは明確でなく、その養成も進んでいない。

その一方で、我が国においては、科学技術に関する高度の専門的応用力をもつて計画、研究、評価等の業務を行う者として約七万五千人が技術士の資格を有し、産業界等で一定の役割を果たしてきた。近年、技術の高度化・統合化に加え、経済のグローバル化、産業構造の変化等企業を取り巻

く状況も大きく変化していることから、技術者に求められる資質能力も高度化・多様化してきており、技術士制度の在り方について見直しが迫られている。

については、技術士を研究開発プログラムのPMとして活用すべきであるとの観点から、以下質問する。

一 研究開発プログラムにおけるPMの役割及び求められる資質について、政府の見解を明らかにされたい。

二 技術士のうち特に総合技術監理部門については、業務全体を俯瞰し、最適な企画、進捗管理、リスクマネジメント等を行う能力が求められていることから、同資格取得をPM養成の一の方策として活用することが有効であると考え、政府の見解を明らかにされたい。また、現行の試験制度において、前記一に鑑み不足していると思われる点がある場合には明らかにされたい。

三 科学技術・学術審議会技術士分科会において、技術士制度の在り方について検討が行われていると承知しているが、その検討状況及び今後のスケジュールについて明らかにされたい。

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出技術士の研究開発プログラム・マネジメントへの活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出技術士の研究開発プログラム・マネジメントへの活用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねのプログラム・マネージャー(以下「PM」という。)の役割及び求められる資質は、これを置く個別具体の研究開発事業の目的や制度等に依り異なるものと考えられることから、総合技術監理部門の技術士資格との関係を含め、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、御指摘の「革新的研究開発推進プログラム」におけるPMについては、「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」(平成二十六年二月十四日総合科学技術会議決定)において、総合科学技術会議が設定するテーマに基づき、研究開発プログラムの構想を提案し、当該研究開発プログラム全体のマネジメントを行うとともに、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結びつける役割を担うこととされており、その資質としては、研究開発、事業化等のマネジメントに関する能力、テーマに関する専門的知見及び理解力、リーダーシップ、自らの研究開発構想について対外的に分かりやすく説明する能力等が求められている。

三について

技術士制度については、科学技術・学術審議会技術士分科会及び同分科会の下に設置された制度検討特別委員会において、今後の技術士制度の在り方について鋭意検討を行い、平成二十五年一月三十一日に同分科会において、「今後の技術士制度の在り方に関する論点整理」を取りまとめた。引き続き、この論点整理で挙げら

れた、技術士に求められる資質能力、技術士試験、普及拡大・活用促進等の検討課題について、同分科会及び同委員会において詳細な検討を行っているところであり、できるだけ早く結論を得たいと考えている。

大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十六年二月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿
川田 龍平

大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する再質問主意書

私が二〇一四年一月二十四日に提出した「大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する質問主意書」(第百八十六回国会質問第二号)(以下「質問主意書」という。)に対する二月四日付けの答弁書(内閣参質一八六第二号)(以下「答弁書」という。)が提出された。答弁書に関連して、以下質問する。

一 質問主意書の質問一に対して、答弁書では、十二月二十六日の産経新聞に掲載された厚生労働省関係者のコメントについて、「事実関係を把握していない」とある。再度、関係部に確認した上で、このコメントがそもそも関係者のいずれからも無かったのか、明らかにされた

い。

二 前記一の質問に関連して、答弁書では「主張

が認められなかったものと認識している」とある。それは質問主意書で示した、「国の(過去のアスベスト)対策について、「これで百パーセントだろう」と思っていた部分が、裁判所は「二百パーセントじゃないとダメだ」と言ってきた」という認識を、政府としても有しているとの理解でよいということか、明らかにされたい。

三 質問主意書の質問二で示した、二〇一二年一月十五日発行の「判例タイムズ」第一三五九号の「規制権限の不行使をめぐる国家賠償法上の諸問題について」の記載内容は政府の見解であるのか否か、明らかにされたい。

四 質問主意書の質問三に対して、答弁書では、厚生労働大臣が「被害者が早期の解決を望んでいる」という心情を有していることは承知している」とあるが、原告を含めた被害者と一度も面会して話を聞いたことがないのに、なぜ心情が理解できるのか、その理由を明らかにされた

い。

五 平成二十五年十二月二十五日の大阪高等裁判所判決から二日後の同二十七日、上告の有無の判断を検討できる最中に一人の原告が死亡しているが、厚生労働大臣はその事実を承知していたのか明らかにされたい。

六 質問主意書の質問四に対して、答弁書では、「お尋ねの「アスベスト被害者」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでない」とあるが、政府として「アスベスト被害者」の定義を明らかにされたい。

七 大阪労働局保有文書である、「労災保険受給者等についての分析①石綿取扱業務従事年数別死亡者・療養者数(岸和田署管内分)②死因別・

件数・従事期間(岸和田署管内分)」、「石綿紡織業従事者(死亡分)の分析(労災支給決定者百四名のうち分析可能者「昭和三十年から昭和六十二年十一月」)とその資料をもとに集計された「石綿取扱歴年別・死亡時の年齢別・取扱経験年数別」に準じる形で、岸和田労働基準監督署管内におけるこれらの数字を現在までの集計数で示されたい。

右質問する。

平成二十六年二月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する再質問主意書

一について
厚生労働省において確認した限りでは、御指摘のコメントをした関係者はいなかった。

二について
政府として、御指摘のような認識は有していない。

三について
御指摘の記載内容は、執筆者個人の意見であつて、政府の見解を述べたものではない。

四について
お尋ねについては、平成二十五年十二月二十五日に、厚生労働省の職員が、いわゆる「大阪

アスベスト訴訟(第二陣)〔大阪高等裁判所平成二十四年(オ)第一七九六号損害賠償請求控訴事件)の原告団及び弁護団からの要請書を受領し、その内容を厚生労働大臣に報告したためである。

五について

御指摘の事実については、承知していない。

六について

政府として、「アスベスト被害者」の定義をしたものはない。

七について

お尋ねの数字については、集計に必要な文書の保存期間が満了しているものがあるため、これを示すことは困難である。

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月十三日

川田 龍平

参議院議長 山崎 正昭殿

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問主意書

一 私が二〇一三年十二月四日に提出した「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する第三回質問主意書(第百八十五回国会質問第八三号)(以下「質問主意書」という。)の質問六に対し

て、同月十三日付けの答弁書(内閣参質一八五第八三号)(以下「答弁書」という。)では「お尋ねの「特別事業主」の拡大と徴収率の引上げ」については、平成二十二年七月二十八日に開催された第八回中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会(以下「救済小委員会」という。)において、二段階方式を採っている事業者の負担の在り方を石綿健康被害救済制度(以下「救済制度」という。)に関する主な論点の一つとして挙げ、以後の救済小委員会において議論した経緯がある」とあるが、徴収率を引き下げることについては議論していない。徴収率を引き下げることを議題に挙げなかった理由を示されたい。

二 遅くとも、二〇一二年七月の段階では、いくつかの事業主等から徴収金の負担の引下げについて要望がなされているはずである。二〇一一年八月二十五日の参議院環境委員会における水野賢一議員の質問に対する佐藤敏信政府参考人の「平成二十年にこの石綿に関する健康被害の救済に関する法律が改正されて、この中で、国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するという規定が盛り込まれた、そういう趣旨がござ

いますので、こういうことを考慮したとの答弁を踏まえて、徴収金負担の引下げを要望した事業主並びにその要望の日時及び場所を明らかにされたい。

三 前記二に関連して、特定事業主からは石綿健康被害救済基金に係る拠出金に関して、見直しのスケジュールを明確にするように要望がなされていると承知しているところ、前記二の政府答弁を踏まえて、その企業名を明らかにされた

い。また、当該企業が現在、特別事業主と一般事業主のいずれに該当している企業なのか明らかにされたい。

四 質問主意書の質問七に対して、答弁書では、二〇一〇年五月二十一日に開催された第七回救済小委員会における当時の石綿健康被害対策室長の発言について、「中皮腫に対する肺がんの申請件数の比率が低いことを問題とし、改善すべき事項として捉えている」との御指摘は当たらない」とある。

しかし当時の泉室長は、「ただ一つ事実として明らかなのは、救済法の肺がんの申請数が少ないということであり、療養者について見ますと、中皮腫の申請が三千二百三件なのに対して、肺がんはその半分以上で、千二百二十九件しか申請がないということでございますので、医療機関への啓発などについては、引き続き取り組む必要がある」と明確に肺がん申請件数の低さを問題としている。

右発言における、二〇一〇年当時の肺がんの申請件数に対する中皮腫の申請件数は二・六一倍であるが、二〇一三年十二月三十一日現在の状況では肺がんの申請が千八百七件に対して中皮腫の申請が五千四百五件であり、その差は二・九七倍に広がっている。泉室長の指摘が、その後の運用上において生かされていないことが明らかである。石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「救済法」という。)上において、二〇一〇年当時から肺がんの申請件数が低いことが指摘されているがその差が拡大している理由を示されたい。

五 私が二〇一三年十一月七日に提出した「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条

第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問主意書(第百八十五回国会質問第四六号)の質問四に対する、同月十五日付けの答弁書(内閣参質一八五第四六号)で示されている数値からも明らかであるが、人口動態統計に基づく中皮腫死亡者数と各制度における認定等の数の開きが年々拡大してきている。二〇〇五年の死亡者について救済・補償における補償率が九割であるものが、近年の死亡者についてはそれが五割ほどと劇的に低下している。「隙間のない救済」を目指す救済法としては、制度運用上、深刻な問題が生じてきていると考えるが、政府の見解を示されたい。また、補償率が劇的に低下している理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「徴収率を引き下げる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、事業者の負担を引き下げるという意味であるとすれば、平成二十二年七月二十八日に開催された第

八回中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において、主な論点の一つとして挙げた、二段階方式を採っている事業者の負担の在り方に含まれるため、「徴収率を引き下げたことを議題に挙げなかった」との御指摘は当たらないものと考えている。

二及び三について
お尋ねの事項については、相手方の権利利益を害するおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について
お尋ねの理由は不明である。

五について
お尋ねの理由については、石綿健康被害救済制度においては、指定疾病に起因して死亡した者の遺族から、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三条に規定する特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給の請求がなされ、死亡の数年後に認定される場合があること等によるものであり、政府としては、御指摘のような問題は生じていないと考えている。

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月十七日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問主意書
現在、我が国の原子力発電所は全て運転を停止しており、従来、原子力発電によって賄われてきた電力のほとんどを天然ガス等による火力発電で埋め合わせている。原子力発電の全面的な停止は、もともと脆弱であった我が国のエネルギー供給体制を危機的な状態に陥らせており、また、電気料金の上昇を招き、企業や家計への大きな打撃となりかねない。このため、安全性の確保を大前提としつつも、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査（以下「適合性審査」という。）を効率的に進め、一刻も早く原子力発電所の再稼働を実現しなければならない。そのために、適合性審査の体制強化が必要との観点から、以下質問する。

一 適合性審査の最初の申請から既に約七か月が経過したが、一つとして審査終了の見通しは立っていない。審査にこのような長期間を要している原因をどのように分析しているか、政府の見解を明らかにされたい。

二 原子力規制委員会による適合性審査の実施体制は極めて不十分である。政府は、前国会に私が提出した「原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一八五第六七号）において、「同委員会での厳格かつ適正な審査等を確保するための体制強化を実現するよう取り組んでまいりたい」としているが、その後、どのように体制強化の取組を行い、現在、どのような体制・人員により審査を進めているのか。また、今後の原子力規制委員会と独立行政法人原子力安全基盤機構の統合や、予算措置により、審査体制を大幅に充実させる必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 適合性審査終了後、原子力発電所は各事業者の判断により、直ちに再稼働をすることは可能か。仮に地元の了解等が必要であるとすれば、政府は、再稼働に向けたそれらの手続をどのように支援していくのか。再稼働に向けた手順と方法を示されたい。

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の適合性審査は、先の答弁書（平成二十五年十一月二十九日内閣参質一八五第六七号）一について述べた「新規制基準」に係るものであり、また、同審査に要する期間については電力事業者の申請内容や対応によるところも大きいことから、当該期間の長短に関する評価について、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の体制強化については、原子力規制委員会において、専門能力の高い人材の中途採用

や、新基準適合性審査チーム内に、主に沸騰水型原子炉の適合性審査を担当するチームを立ち上げるなどの取組を進めてきており、現在、専門的知見を有する独立行政法人原子力安全基盤機構等の職員の参画を得て、約九十人の体制で御指摘の適合性審査を実施しているところである。

政府としては、同委員会と同機構との統合、同委員会の職員の増員等により、引き続き、同委員会における厳格かつ適正な審査等を確保するための体制強化を実現するよう取り組んでまいりたい。

三について

原子力規制委員会の専門的な判断により安全性が確認された原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進めることとしており、今後、同委員会により安全性が確認された段階で、立地自治体等の理解と協力を得るため、国も前面に立つて誠実に説明してまいりたい。

米軍普天間飛行場の移設地選定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿

米軍普天間飛行場の移設地選定に関する質問主意書

先に提出した「普天間飛行場の辺野古移設に伴う名護市長の許可権限等に関する質問主意書」

(第百八十六回国会質問第九号)に対する答弁書
(内閣参質一八六第九号)において、政府は「キャンプ・シュワブ 辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である」としている。一方で自由民主党の石破茂幹事長は、昨年十一月二十五日に行われた記者会見において「普天間基地の危険性を一日も早く除去するために、辺野古移設を含むあらゆる可能性を排除しない」と述べている。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 普天間飛行場の代替施設建設地に必要とされる条件とは何か、政府の見解を明らかにされたい。

二 沖縄県外において普天間飛行場の代替施設建設候補地として検討された場所、地域(以下「代替施設建設候補地」という)が当然あつてしかるべきだと考えるが、実際に候補地として検討された場所はあるか。ある場合には、その場所、地域を明らかにされたい。

三 代替施設建設候補地となつた地域が、候補地となつた経緯及び理由を明らかにされたい。

四 代替施設建設候補地について、米国あるいは米軍に打診等行つたか明らかにされたい。

五 代替施設建設候補地について、地元首長等に打診等行つたか明らかにされたい。

六 代替施設建設候補地が最終的に普天間飛行場の代替施設建設地とならなかつた経緯及び理由を明らかにされたい。

七 普天間飛行場の代替施設建設地を名護市辺野古とした経緯及び理由を明らかにされたい。

八 政府は普天間飛行場の固定化回避のために辺

野古への代替施設建設が「唯一の解決策」としているが、現計画が何らかの理由で頓挫した場合には、普天間飛行場の固定化はやむなしとするのか、政府の方針を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の移設地選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の移設地選定に関する質問に対する答弁書

一及び七について

お尋ねの「代替施設建設地に必要とされる条件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、普天間飛行場の代替施設(以下「代替施設」という)に関しては、在日米軍の抑止力を維持するとともに、沖縄の基地負担を軽減し、地元の皆様の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から取り組んできている。政府として、平成八年十二月二日に発表された「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告を踏まえ、平成十一年十二月二十八日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」において、代替施設の建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」としたところであるが、その後、在日米軍の兵力態勢の再編に係る我が国とアメリカ合衆国との間の協議や、代替

施設の周辺地域の上空における飛行ルートに関する名護市長や宜野座村長からの要請を考慮した結果、平成十八年五月一日の日米安全保障協定委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」において、「普天間飛行場代替施設を、辺野古崎とこれに近接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される」としたものである。
二から六までについて

政府部内の検討過程における詳細については、個々にお答えすることは差し控えたい。
八について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

行政改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月十九日

江口 克彦

参議院議長 山崎 正昭殿

行政改革に関する質問主意書

行政改革は概して、「第二次臨時行政調査会」や「行政改革会議」のような臨時的な会議体で検討し、会議体の事務局等において法案化し、国会審議を経て実現を図るといったプロセスで進められてきた。しかし、法施行など一定の区切りがつくと会議体及び事務局は廃止されてしまったため、当該改革が行政のスリム化に及ぼす効果の程度や課題といったことについての総括的かつ定性的な検

証が十分に行われておらず、結果として、重層的で持続性をもつた改革となり得ず、場当たりの改革にとどまつてしまつていないのではないか。
右の点を踏まえ、以下質問する。

一 行政改革は、単に省庁再編を始めとした組織の統廃合や公務員数の削減といった表面的又は定量的な結果のみをもつてその目的の達成度を判断すべきではない。そうした措置の結果、行政のスリム化にどのような効果があつたのかという点につき、検証と評価がなされなければならない。こうした観点からすると、これまでに行われてきた行政改革は、単発的であり、長期的な戦略をもつてなされたものとは言い難いものだったと考える。

これまでに行われてきた行政改革について、その行政の効率化・スリム化に対する効果の程度を、どのように検証・評価し、その結果を活用してきたのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 行政改革の実施・推進に当たり、本来に必要なことは、行政事務・事業の内容を精査し、必要性の低い事務・事業や他省庁と重複があり非効率や無駄が生じているなどの事務・事業を整理・統合し、組織・人員を真に必要な事務・事業に集中的に配置できるようにすることであると考える。

そのため、例えば、各省庁で行っている各種の調査・統計、研究会の開催、国内外の出張等を精査し、必要性の低いもの、各省庁で重複するものなどは思い切つて廃止・縮小あるいは統合するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 前述した行政改革に一定の区切りがつくと、当該改革の推進主体である会議体及び事務局が廃止されてしまうというこれまでの実態は、行政改革の検証・評価を適切に実施するという視点から見てマイナスであるように思われる。行政改革における適切なPDCAサイクルの確立及び持続性のある改革の実現のため、行政改革の検討及び立案からその結果の検証・評価までを一括して実施する、恒常的な行政組織を設けることが有用と思考するが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出行政改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出行政改革に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府においては、毎年度、行政事業レビュー及び行政評価の実施、機構・定員の審査等を通じて、御指摘の必要性の低い事務・事業や他府省と重複があり非効率や無駄が生じている事務・事業等を廃止・縮小又は統合するなどの取組を進めてきており、このような取組を行った事業等の実態も踏まえつつ、翌年度以降もこうした点検を継続的に行っているところである。

こうした取組を行うために必要な体制は整えているところであるが、今後とも、国民本位

で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現できるよう、絶えず必要な取組を進めてまいりたい。

被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月十九日

川田 龍平

参議院議長 山崎 正昭殿

被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に関する質問主意書

高血圧症治療薬「ディオバン」(一般名バルサルタン)の臨床研究に製薬会社社員が不当に関与していた問題(以下「ディオバン問題」という。)に続き、慢性骨髄性白血病治療薬の臨床研究(以下「SIGN研究」という。)においても製薬会社が不当な関与をしていた事実が明らかになった。

他方、田村厚生労働大臣は昨秋の国会答弁で、臨床研究の法制化をこの秋までに検討すると約束したが、一向に進捗の様子が見られない。このままでは安倍政権の成長戦略の柱の一つであるライフサイエンス分野は、世界でともに相手にされなくなり、国際共同研究にも支障を来し、イノベーションの名のもとに開発される医薬品・医療機器の信頼性が揺らぎ、輸出拡大などおぼつかなくなってしまう。

そこで以下、質問するので、政府においては非常な危機感を示すためにも、質問項目毎に丁寧に

答弁されたい。

一 昨年十一月五日の参議院厚生労働委員会において私は、高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会はインフォームドコンセントの観点からも検討すべきではないかと問うたところ、原徳壽医政局長は「被験者保護の観点からのインフォームドコンセントについては、この検討委員会の直接的なターゲットではない」と答弁し、田村厚生労働大臣も「ディオバンの話に関して言えば、これは今現在、被験者保護というよりかは実態解明という部分を進めさせていただいております」、「被験者保護は被験者保護の方でまた別途しっかりと担保できるような、そういうような検討を進めさせていただきたい」と答弁している。研究倫理や被験者保護の観点からは検討会の検討の対象外という趣旨の答弁に驚いたところだが、厚生労働省はなぜ研究倫理や被験者保護を検討対象から除いたのか、理由を明らかにされたい。

二 デイオバン問題を踏まえて臨床研究の法制化を検討することとあつたが、そうであれば研究倫理、被験者の保護よりも臨床研究の不正防止という点に重点を置いた法制化の方向で検討することになるのか。また、疫学研究・臨床研究を統合する倫理指針についても、ディオバン問題を受けての研究倫理、被験者保護の見直しは検討されていないようだが、行う予定はないのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 私が提出した「アルツハイマー病研究の国家プロジェクトに関する質問主意書」(第百八十六回国会質問第七号)で取り上げているアルツハイマー病の早期発見を目指す国家プロジェクト

「J-ADNI(アドニ)」においても、主任研究者が独断で基準に合わない人を被験者として認めたり、手順書に違反する事例が相次いで記録されていることが報じられている。被験者から同意書を得ていたのか疑わしいとの情報さえある。そこで、被験者に対するインフォームドコンセント、倫理の観点から、この国の臨床研究における実態を徹底的に調査・把握し、世界に恥ずかしくない倫理レベルに引き上げるための改善策を検討する有識者会議を厚生労働大臣の下に設置するなどの施策を検討すべきと考えるが、いかがか。

四 「高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び再発防止策について(中間とりまとめ)」においては、主な臨床研究実施機関による自主点検の結果が示されているが、この点検方法により、SIGN研究に対する疑惑と関連するような問題を発見することができているのか。点検結果に関して、厚生労働省の見解を明らかにされたい。

五 今秋を目途に検討するとしている臨床研究の法制化について、現段階でどのような検討をこの部署で行っているのか。現状及び今後のスケジュールを示されたい。

六 臨床研究の法制化については、私も「被験者保護」をメインテーマとして、議員連盟による議員立法での取組を進めているところだが、政府としては新たな立法を検討するのか、それとも医療法、薬事法、健康保険法など現行法令のいずれかの中に位置づけることを考えているのか。また、現在、治験(企業主導や医師主導によるもの)、再生医療で研究段階のもの、ヒト

幹細胞を用いる臨床研究、それ以外の臨床研究、遺伝子解析など研究指針によるもの、先進医療A・Bなど様々な法令に基づくあるいは基づかない枠組みが乱立しているため、これらを統合する方向で法制化を検討するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 臨床研究全般における倫理委員会の質の確保や認定の仕組みについても検討されているようだが、現時点でどのような具体的な検討が行われ、目標が定められているのか、明らかにされたい。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の審議では、「特定認定再生医療等委員会」についての政府の見解が示されたところであるが、前記七で述べた倫理委員会の質の確保や認定の仕組みと、再生医療関連の委員会の質の確保や認定の仕組みは、どのような関係となるのか。現時点で考えている方向性につき、政府の見解を明らかにされたい。

九 日本版NIH構想の関連法案である「独立行政法人日本医療研究開発機構法案」が国会に提出されたところであるが、この機構は、米版NIHの中のどの組織に相当するものと考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に関する質問に対する答弁書

一について

高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、降圧剤バルサルタン（商品名ディオバン）に係る臨床研究について、当該臨床研究における不適切な記録の使用や研究者の利益相反行為の疑いがあること等から、御指摘の「研究倫理や被験者保護」を含め、当該事案の状況把握及び必要な対応等の検討を行っているところである。

二、五及び六について

御指摘の「臨床研究の法制化」については、現在、厚生労働省医政局において、検討委員会が取りまとめた「高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び再発防止策について（中間とりまとめ）」（以下「中間取りまとめ」という。）を踏まえた検討を行っている段階であり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

また、疫学研究に関する倫理指針（平成十九年文部科学省・厚生労働省告示第一号）及び臨床研究に関する倫理指針（平成二十年厚生労働省告示第四百十五号）については、中間取りまとめを踏まえつつ、御指摘の「研究倫理、被験者保護」の観点からも、見直しの検討を行っているところである。

三について

厚生労働省において、附属病院を設置する国公私立大学や特定機能病院等の臨床研究を実施する主な機関を対象とした調査の結果も踏まえ

た上で、倫理的な観点も含めた臨床研究の信頼回復のための法制度の必要性について、新たな検討組織の設置も含め、検討を行っているところである。

四について

御指摘の「SIGN研究に対する疑惑の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「倫理委員会の質の確保」については、疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議において、倫理審査委員会の設置要件の見直し等について検討を行っているところである。

また、お尋ねの「認定の仕組み」については、平成二十五年年度厚生労働科学研究費補助金（医療技術実用化総合研究）臨床研究・治験推進研究（事業）を活用した倫理審査委員会の認定制度と要件に関する検討に係る研究班において、認定制度の設計及び認定要件についての検討を行っているところである。

八について

七について述べたとおり、御指摘の「倫理委員会の質の確保や認定の仕組み」については、現在検討中であることから、お尋ねの関係及び方向性についてお答えすることは困難である。

九について

今通常国会に提出している独立行政法人日本医療研究開発機構法案第三条において、独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、研究機関の能力を活用して行う医療分

野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うと規定しているが、御指摘の米国立衛生研究所（NIH）は、二十七の研究所等において、自ら研究開発を行うとともに、他の研究機関に対して研究費を配分することを業務としており、機構とは業務内容が同一ではない。

臨床研究における医師と製薬会社による患者の権利侵害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月二十日

川田 龍平

参議院議長 山崎 正昭殿

臨床研究における医師と製薬会社による患者の権利侵害に関する質問主意書

高血圧症治療薬「ディオバン」（一般名バルサルタン）の臨床研究に製薬会社社員が関与していた問題（以下「ディオバン問題」という。）を受け、大手製薬会社のノバルティスファーマ株式会社（以下「ノ社」という。）は昨年七月、今後社員は臨床研究に一切関与しないと公表したばかりであるが、その後も同社社員が、慢性骨髄性白血病治療薬を用いた医師主導臨床研究（以下「SIGN研究」という。）において不当な関与をしていたことが明らかにされた。

そこで以下、質問するので、質問項目毎に丁寧に答弁されたい。答弁に当たっては「調査中」など

とせず、現時点までに明らかにしたことについて、誠に答弁されたい。また、調査中であるために答弁ができない場合には、厚生労働省のどの部署の責任でいかなる調査を実施し、いつまでに調査結果を明らかにするのか示されたい。

一 まず、デイオバン問題やS I G N研究問題に限ることなく、法令解釈及び運用について的一般論として質問する。医師主導の医薬品臨床試験において、当該医薬品の製造販売事業者の社員が、研究の実施計画書に名前を記載されずに関与し、労務提供を行い、データの不正操作やバイアスのかかった論文結果の誘導等を行い、それによって得られた製品情報を広告に使った場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が規制する「欺まんの顧客誘引」に該当する可能性はあり得ると考えてよいのか。

また、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会の規約に違反する可能性はあり得ると考えてよいのか。

加えて、それぞれについて、データの不正操作等が立証されない場合でも、当該医薬品の製造販売事業者の社員が関与を隠していた場合はどうか。

さらに、それぞれに関し法令解釈及び運用について、政府の見解を明らかにされたい。

二 昨年十月、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会の寺川祐一専務理事は、デイオバン問題における奨学寄附金の提供などを含むノ社側と大学との関係について、寄附に関する基準などを定めた公正競争規約上、明らかな違反とは考えていないとの認識を示しているが、公正取引委員会も同じ見解であるか、明らかにされた

また、薬事法に基づく調査は刑事告発による調査に委ねた形だが、公正取引委員会としての調査は行っているのか。行っていない場合にはその理由について、明らかにされたい。

三 S I G N研究において、ノ社の複数の社員が上司の了承を得た上で、医療機関から研究データを回収するなどの労務提供を行い、契約に基づかずに研究に関与していた問題が露見したが、これも前記二で述べた規約違反ではないか。公正取引委員会の、法令解釈及び運用についての見解を、明らかにされたい。

また、公正取引委員会として調査に着手しているのか。着手していない場合にはその理由について、明らかにされたい。

四 S I G N研究では、服用薬を新製品に切り替える患者に試験概要を示し、利益相反がないと断言する「説明文書・同意書」の作成・更新に、その新薬を販売するノ社が関与していた疑いが報道されている。この「説明文書・同意書」の電子データは二〇一二年春に作成され、文書属性を示すプロパティにはなんと「Novartis(ノバルティス)の会社名が記されていたとのことだが、厚生労働省はこの事実を把握しているか。

五 前記四の「説明文書・同意書」にはまた、患者の個人情報について「本臨床研究関係者以外の外部に流出したり目的外に利用されたりしないよう適切に保護する」と記載されているとのことだが、事実か。

六 前記五に関して、患者アンケートのコピーを東京大学医学部附属病院側がノ社社員に渡し、データ解析さえさせていた疑惑も伝えられている。これが事実とすれば「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイ

ドライン」に違反し、プライバシーの侵害に当たるとはならないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 医薬品の切替えは本来医師の裁量によるべきだが、S I G N研究においては製薬会社がその名前を隠した形で臨床研究実施計画書の作成に関与し、医師は患者がこれに従うように誘導した疑いがある。もしこれが事実とすると、医師が患者に最善の治療を提供する機会を奪った可能性が高い。このような可能性が考えられる研究計画であれば、被験者保護の点から極めて深刻な事件と考える。厚生労働省はこの観点から臨床研究実施計画書の内容を調査しているか、明らかにされたい。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出臨床研究における医師と製薬会社による患者の権利侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出臨床研究における医師と製薬会社による患者の権利侵害に関する質問に対する答弁書

一について

ぎまんの顧客誘引とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)で禁止される不公正な取引方法のうち、独占禁止法第二条第九項第六号の規定に基づき、公正取引

委員会が不公正な取引方法(昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号)第八号において指定する「自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するよう不当に誘引すること」であるところ、一般論としては、医薬品の製造販売業者が、自己の供給する医薬品の内容等について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するよう不当に誘引することは、ぎまんの顧客誘引に該当する。なお、昭和五十七年以降、ぎまんの顧客誘引として独占禁止法に基づく法的措置を採った事案はない。

また、公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一条の規定により、事業者又は事業者団体が、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、表示又は景品類に関する事項について設定する業界の自主基準であり、御指摘の「労務提供」により、医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(平成九年公正取引委員会告示第六十六号。以下「本件規約」という。)に違反することとなるか否かについては、本件規約を設定し、その運用をしている医療用医薬品製造販売業公正取引協議会(以下「協議会」という。)において判断されるものであり、政府としては、お答えを差し控

さらに、お尋ねの「データの不正操作等が立証されない場合でも、当該医薬品の製造販売事業者の社員が関与を隠していた場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ぎまんの顧客誘引は、事業者が、「自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること」であり、当該医薬品の製造販売事業者の社員が関与を隠していたかどうかは、ぎまんの顧客誘引に該当するか否かに直接関係するものではない。

二及び三について

公正競争規約は、二について述べたとおり、業界の自主基準であり、御指摘の「奨学寄附金の提供など」又は「労務提供により、本件規約に違反することとなるか否かについては、協議会において判断されるものであり、政府としては、お答えを差し控えたい。

また、お尋ねの「調査」に着手しているか否かについては、公正取引委員会が行う事件調査の具体的な活動内容に関わる事柄であり、お答えを差し控えたい。

四及び五について

厚生労働省医政局においては、御指摘のS I G N研究の研究代表者が所属する東京大学に対する聞き取り調査の結果を踏まえ、同大学に対し、できるだけ早く事実関係の詳細な調査以下「本件調査」という。）を実施するように依頼したところであり、本件調査の結果の最終的な報告

を受けていない現時点においては、お答えを差し控えたい。

六について

御指摘の疑惑については、東京大学に対し、本件調査の実施を依頼したところであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

七について
お尋ねの「臨床研究実施計画書の内容については、本件調査の実施を依頼したところである。

北部訓練場ヘリパッド移設工事に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十六年二月二十日

参議院議長 山崎 正昭殿
糸数 慶子

北部訓練場ヘリパッド移設工事に関する質問
問主意書

沖縄の米軍・北部訓練場では、現在、ヘリパッド造成工事(N四―二地区)が進められているが、沖縄防衛局は、本年一月二十一日、さらにN一地区の二か所のヘリパッド造成工事を発注した。このままでは、N四―二地区の工事と並行してN一地区でのヘリパッド造成工事も始まるおそれが強まっている。

現在進行中のN四―二地区、そして今回発注されたN一地区のヘリパッド工事について、以下質問する。

一 沖縄防衛局が実施した「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業環境影響評価」(いわゆる「自主アセス」)は、オスプレイの運用を前提としたものではなかった。そのため、沖縄県は二〇二二年十月十二日、沖縄防衛局に対してオスプレイの運用を前提とした環境影響評価(以下「再アセス」という。)を実施するよう求める文書を送付した。さらに沖縄県は、二〇一三年十月四日、沖縄防衛局の事後調査報告書に対して、県の環境影響評価審査会の答申を受け、再アセスを求める環境保全措置要求の文書を沖縄防衛局に送付している。また、本年一月二十七日、高江地区住民らが沖縄県に要請行動を行ったが、その際にも沖縄県の又吉知事公室長は、再度、沖縄防衛局に再アセスの実施を要請すると回答した。

ところが沖縄防衛局は、「沖縄県の環境影響評価条例でも航空機の機種変更がアセス手続をやり直す要件になっていない。」「当局が自主的に行った環境影響評価は、騒音レベルがオスプレイよりも大きいCH型ヘリを対象としているので再アセスの必要はない。」等と主張し、沖縄県の再三の要請を拒否し続けている。

しかしオスプレイは、CH型ヘリと、飛行の形態、高度、経路、エンジンの出力等の性能が異なり、その運用に伴う騒音、低周波音並びにエンジンからの排気ガスの風圧及び排気熱による生活環境や自然環境への影響についても大きく異なる。

したがって、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の要請を受け入れ、再アセスを実施するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 今回工事契約が締結されたN一地区の二か所のヘリパッドに続いて、今後、H地区、G地区でもヘリパッド造成が予定されている。狭い範囲に四か所のヘリパッドが造成されることとなつているが、この周辺は、北部訓練場の中でも特に豊かな自然が残された地域である。例えば、沖縄防衛局の「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)環境影響評価図書」でも、この一帯ではノグチゲラの営巣や多くの貴重種が確認されており、特にG地区は「他の地区に比べ比較的多く見られるヤンバル特有の種の保護が必要」と指摘されている。

同環境影響評価図書によれば、この四か所はいずれも「米軍との協議の結果」、「米軍の要求」により選定されたものであるが、何故、このような狭い範囲に四か所のヘリパッドを集中して設置する必要があるのか。計画そのものを見直すべきと考えるが、いかがか。

三 今回、沖縄防衛局が発注したN一地区、さらにその後予定されているH地区、G地区のヘリパッド工事に当たっては、碎石等を積載した大量のダンプロトラック等の工事車両が高江の集落内の道路(村道下新川線)を通過することが危険される。しかし、この村道は曲がりくねった急勾配の道路で、幅員も狭い。また、小学校や多くの人家があり、子どもたちやお年寄りが行き来する住民の生活道路であることから、工事車両の通過は絶対に認められない。

本年になつて、高江地区住民らは二度にわたつて沖縄防衛局に工事車両が集落内の道路を通過しないよう申入れを行った。武田沖縄防衛局長は、本年二月八日、局長自ら現地に赴き、

この集落内道路の現状を確認した結果、「道路に沿って学校や人家があることも十分認識し、狭くなっているところも多いこともよく分かりました。」と認めた。しかし、「適切な対応をしてまいりたい」、「(工事車両は)原則として県道七十号線から訓練場内の道路を使用する」とあ

いまいな発言を続けたため、住民が、「(原則)を外し、絶対に集落内の道路を使用しないことを確認せよ」と求めても、「原則」という言葉を外すことを拒否し続けた。また、本年一月二十七日、沖縄防衛局の担当者は、「仮に集落内の道路を使わせていただきたいということになれば、地元自治体(東村)と調整させてもらいます。」とも発言している。これらのことから判断すると、現在、沖縄防衛局は工事車両が集落内の道路を通過することを想定していると考えざるを得ない。

ヘリパッド造成のための工事車両に高江地区集落内の道路(村道下新川線)を絶対に通過させるべきでないと考え、政府の見解を明らかにされたい。

四 N一地区、H地区、G地区のヘリパッドは、北部訓練場の米軍施設が集中した区域から県道七十号線を隔てたところに位置している。G地区のヘリパッドへは延長約一・三キロメートル、幅員三メートルの進入路を造成するとされているが、今後、N一地区、H地区、G地区のヘリパッドが完成し、米軍の演習が始まった場合、米軍車両は県道七十号線からいかなるルートを経由してこれらのヘリパッドに行き来すると想定しているのか明らかにされたい。

米軍車両に、高江地区集落内の道路(村道下

新川線)を絶対に通過させるべきではないと考

えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 本年度のN四一地区のヘリパッド工事は、工期が本年二月二十八日までであるが、現状では大幅に遅れており二月末までの竣工は不可能な状態となっている。そのため沖縄防衛局は、本年二月十日、工期を本年三月三十一日まで延期する変更契約を締結した。しかし、毎年三月から六月末まではノグチゲラ等の希少生物の繁殖期に入るので、「土工事等の建設機械を使用する作業を控える期間」とされている(北部(H二十四)着陸帯移設工事特記仕様書)。

この趣旨は、工事の騒音等が繁殖期に入ったノグチゲラ等の希少生物に悪影響を与えるからであって、土工事はもちろん、その他の工事も許されない。また、メインゲートからN四一地区に続く回路をダンプトラック等の工事車両が往復することの影響も大きい。

したがって、三月以降は建設機械を使う作業は一切行わず、ダンプトラック等の工事車両に

えないのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年二月二十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場ヘリパッド移設工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場ヘリパッド移設工事に関する質問に対する答弁書
一及び二について
北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(以下「事業」という。)において、北部訓練場の返還される区域に所在するヘリコプター着陸帯の同訓練場の残余部分への移設を進めているところであるが、移設先については、自然環境の保全にできる限り配慮するとの観点から、那覇防衛施設局(当時)が自主的に行った環境調査の結果を踏まえ、平成十八年二月九日の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条一の規定に基づき設置された合同委員会が候補地を合意したものである。政府としては、環境調査を再度行う必要があるとは考えておらず、同訓練場の過半の返還を早期に実現し、沖縄県の方々の負担の軽減を図るため、着実に事業を進める必要があると考えている。

三及び五について
事業に係る工事の実施に当たっては、環境の保全にできる限り配慮するとの観点から、那覇防衛施設局(当時)が自主的に作成した「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)環境影響評価図書」を踏まえ、集落をできる限り避けた経路で建設資材等を搬入するほか、ノグチゲラ等の多くの貴重な動物種が繁殖する三月頃から六月頃までは、土地の造成工事等を避ける考えである。

四について
御指摘のヘリコプター着陸帯は、現在、事業において移設を進めているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、米軍が我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることはいうまでもない。

六について
御指摘の各工事については、受注者において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等の関係法令に従い適切に実施しているものと承知している。

安倍総理の憲法に対する認識に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十六年二月二十四日
参議院議長 山崎 正昭殿
蓮 舫

安倍総理の憲法に対する認識に関する質問
主意書

昨今の国会審議における、安倍晋三内閣総理大臣の答弁は、憲法や立憲主義について、一般的な理解と乖離があるように思われる。そこで、安倍総理の憲法に対する基本的な認識を確認するため、以下質問する。

一 安倍総理は、平成二十六年二月十二日の衆議院予算委員会において、「先ほど来、法制局長官の答弁を求めています、最高の責任者は私です。私が責任者であって、政府の答弁に対して私が責任を持つて、その上において、私たちは選挙で国民から審判を受けるんですよ。審判を受けるのは、法制局長官ではないんです。私なんです。」と、憲法解釈の最高責任者は総理である旨を答弁した。

この答弁は、選挙で多数を得たら憲法解釈を自由に變更できると受け止められるものだが、憲法規範の特質は国家権力の制限であり、国家権力は憲法によって拘束される側である。そのような国家権力側が意図的に憲法解釈を變更することは許されないものであり、ひいては立憲主義を根底から破壊するものになるものと考えるが、安倍総理の見解如何。

二 政府はこれまでも、政府の憲法解釈は「論理的な追求の結果として示されてきたもの」であることを答弁してきている。一方、前記一の答弁は、選挙で与党が勝利することによって国民からお墨付きさえ得られれば、論理的な限界を超えて、いかなる憲法解釈の變更も行えると受け止められるものだが、安倍総理はどのように

質問主意書及び答弁書

理解しているのか。そう理解している場合には、本来、憲法改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成と国民投票における過半数の賛成が必要など、それと同様の効果を、政府による憲法解釈の變更とその後の選挙における与党の勝利によって得られることになりかねない。これでは、本来の憲法改正手続によらずに実質的な憲法改正が行われてしまうことにならないか、政府の見解を明らかにされたい。

三 選挙で多数を得たら憲法解釈を自由に変更できるならば、内閣が交代するたびに憲法解釈が變更され、憲法秩序が不安定になってしまうないか、安倍総理の見解如何。

四 内閣には補助部局として内閣法制局が設けられているが、憲法解釈の最高責任者は総理であり、その総理が憲法解釈を變更すると、内閣法制局による法制的な補佐は必ずしも必要ではないことにもつながるが、そのように認識しているのか。内閣法制局設置法上、内閣法制局は、法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること等を所掌事務としているが、政府の憲法解釈における内閣法制局の役割をどのように考えているか、政府の見解を明らかにされたい。

五 安倍総理は、平成二十六年二月五日の参議院予算委員会において、「そもそも憲法には個別の自衛権や集団的自衛権についての明文の規定はない」、「集団的自衛権の行使が認められるという判断も政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能」であると答弁した。

しかし、前記二で指摘したとおり、政府の憲法解釈は「論理的な追求」の結果として示されたものであり、政府が「新しい解釈を明らかにすることにより憲法解釈の變更を行う」ということは、論理的な追求の結果として積み重ねられたこれまでの憲法解釈は間違っていたということとを意味するのではないか、安倍総理の見解如何。

六 平成二十六年二月十二日の衆議院予算委員会において、横島裕介内閣法制次長は、政府の憲法解釈の變更について、一般論として平成十六年六月十八日衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈變更に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一五九第一一四号。以下「答弁書」という。）を引用しつつ、集団的自衛権の問題についても「一般論の射程内」である旨を答弁した。

しかし、集団的自衛権については、昭和五十八年二月二十二日の衆議院予算委員会において、「仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ない」との答弁もある。

政府の憲法解釈は「論理的な追求」の結果示されたものであることを考えると、集団的自衛権に関する憲法解釈の變更は、前述の「一般論の射程内」には入らないのではないかと考えられるが、安倍総理の見解如何。

七 政府はかつて、答弁書において、「仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に變更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信

頼が損なわれかねないと考えられる」と答弁している。民主党政権下でも、平成二十二年三月十六日の参議院内閣委員会において、枝野幸男国務大臣は「政権が替わったからといって憲法の解釈を恣意的に變更するということは私はあってはいけないことだと、許されないことだ」と答弁したところである。

しかるに、安倍総理は平成二十六年二月三日の衆議院予算委員会において、「憲法について、考え方の一つとして、いわば国家権力を縛るものだという考え方はありますが、しかし、それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方であって、今まさに憲法というのは、日本という国の形、そして理想と未来を語るものではないか」と答弁したが、このような安倍総理の憲法及び立憲主義に対する認識は、前記一及び五の二つの答弁にも通底するものと考えられるのである。そのような認識の下で憲法解釈を變更しようというのは、その重大性、危険性に対する認識を欠くものであり、ひいては、憲法解釈を「便宜的、意図的に」變更することにもつながるのではないか、安倍総理の見解如何。

右質問する。

平成二十六年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員連舫君提出安倍総理の憲法に対する認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員連舫君提出安倍総理の憲法に対する認識に関する質問に対する答弁書
一から四まで及び七について

御指摘の平成二十六年二月十二日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁は、行政府としての憲法解釈については、これに最終的に責任を負う内閣を代表して、内閣総理大臣が責任を持って答弁している旨を説明したものであり、「選挙で多数を得たら憲法解釈を自由に変更できる」、「選挙で与党が勝利することによって国民からお墨付きさえ得られれば、論理的な限界を超えて、いかなる憲法解釈の変更も行える」との御指摘は当たらない。

一般論として、憲法を始めとする法令の解釈は、衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書(平成十六年六月十八日内閣衆質一五九第一一四号)一について述べたとおり、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基つき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるといふ性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのもの

に対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものである。

また、内閣法制局は、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)に基づき、「閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること」、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること」等を所掌事務として内閣に置かれた機関であり、行政府による行政権の行使について、憲法を始めとする法令の解釈の一貫性や論理的整合性を保つとともに、法律による行政を確保する観点から、内閣等に対し意見を述べるなどしてきたものである。

五及び六について
集団的自衛権の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく考えである。

臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月二十四日

川田 龍平

参議院議長 山崎 正昭殿

臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに関する質問主意書

高血圧症治療薬「ディオバン」(一般名バルサルタン)の臨床研究に大手製薬会社のノバルティスファーマ株式会社(以下「ノ社」という。)社員が関与していた問題(以下「ディオバン問題」という。)に続いて、同社社員が、慢性骨髄性白血病治療薬を用いた医師主導臨床研究(以下「SIGN研究」という。)においても不当な関与をしていたことが明らかになった。

そこで以下、質問するので、質問項目毎に丁寧に答弁されたい。答弁に当たっては「調査中」などとせず、現時点までに明らかになったことについて、誠実に答弁されたい。また、調査中であるため答弁ができない場合には、厚生労働省のどの部署の責任でいかなる調査を実施し、いつまでに調査結果を明らかにするのか示されたい。

一 SIGN研究の臨床研究実施計画書には、ノ社社員の関与は記載されていたのか。また、ノ社社員の実際の関与について、主たる実施機関の臨床研究を管理する部門及び臨床研究を審査した倫理委員会は把握していたのか。

二 厚生労働省はノ社と東京大学医学部付属病院

(以下「東大病院」という。)に対して聞き取り調査を進めているとのことだが、その間に証拠を隠滅されぬよう、早急に実地調査や書類に基づく調査を行うべきであると考えるが、いかがか。証拠に基づく調査を行わずに、根拠のない証言を主張させる機会を与えることの問題は、「高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会」の結果をみても明らかであるが、この点についての厚生労働省の見解を明らかにされたい。

三 SIGN研究が「臨床研究に関する倫理指針」の二〇〇八年改正後に倫理審査委員会に承認され開始された研究であれば、厚生労働省が調査する権限があると考えるが、田村厚生労働大臣は「抗議する」と述べている。また、薬事法に抵触する可能性のある場合にはさらに強い調査権限があると考える。

厚生労働省の役割は、調査を行いその結果に基づき行政指導や処分をすべきであると考えるが、こうした当局の行うべき行為と「抗議」はどのような関係にあるのか。

「抗議」は事実関係を把握しないままに社会情勢を鑑み感情的な憤りに基づき行えるものなのか、言葉による抗議のみなのか、具体的な処分もあり得るのか。あるいは、権限に基づく調査・指導・処分のことを「抗議」と表現したのか、当局による調査・指導・処分と「抗議」との関連性について明確に示されたい。

四 報道によれば、SIGN研究に参加していた青梅市立総合病院の医師は、研究の事務局を務める東大病院の医師から、ディオバン問題を踏

まあ、昨今の社会事情もあり、医師側で解析したことにする証拠を残しておくことが必要との趣旨の指示を受けたとのことである。このことは、ノ社一社を処分すれば済む話ではなく、東大病院に事実を隠べいする体質があり、他にも多くの不正を隠している可能性さえ疑うが、東大病院の研究倫理こそ厳しく問われるべきことについて、政府の見解を明らかにされたい。

五 SIGN研究については、これまでいくらの国費(運営費交付金、科学研究費等)が投入されてきたのか。また、問題発覚を受けて研究が中断されているが、このまま研究成果が出ないまま終了した場合には、東大病院等の実施機関に対し、運営費交付金についての不当利得の返還請求や次年度交付金の削減、研究費等の返還命令などを断行するべきではないか。

六 SIGN研究において、製薬会社が自社の利益のために、他の薬剤が奏功している患者を、副作用に対するきちんとした評価がないまま、アンケートの副作用に関する情報を理由にタシグナに切り替えることを誘導する臨床研究に関与し、東大病院がそれを知りながら中立的であるかのように見せかけることに協力することで、製薬会社が保険診療の薬剤費による利益を得たということであれば、製薬会社と東大病院が共謀した悪質な詐欺事件として刑事告発するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 SIGN研究において、少なくとも、不正によつて東大病院が公的保険から支払いを受けた分は返還すべきではないか。「保険医療機関及び保険医療費負担規則」との関連における厚生

労働省の解釈について、明らかにされたい。

八 SIGN研究においては、自分の受けたくない治療は受けないという患者の自己決定権、及び患者に最善の治療を提供する医師の責務が、製薬会社の利益誘導によつて侵害された可能性があると考える。一般的に、個人の生命身体健康に関する利益は、最も尊重されるべき権利であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋二
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出臨床研究における疑惑究明調査を当事者に委ねることに関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省医政局においては、御指摘の「SIGN研究(以下「SIGN研究」という。)の研究代表者が所属する東京大学及びノバルティスファーマ株式会社(以下「ノ社」という。)に対する聞き取り調査の結果を踏まえ、同大学及びノ社に対し、できるだけ早く事実関係の詳細な調査(以下「本件調査」という。)を実施するよう依頼したところであり、本件調査の結果の最終的な報告を受けていない現時点においては、お答えを差し控えたい。

二、四及び六について

SIGN研究については、厚生労働省において、まずは本件調査を実施するよう依頼したところであり、今後、本件調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

三について

お尋ねの「抗議」がどの発言を指すのか必ずしも明らかではないが、平成二十六年二月十二日の閣議後記者会見における田村憲久厚生労働大臣の発言の中では、仮にノ社社員がSIGN研究のデータ解析に関わっていたことが事実であれば、ノ社が高血圧症治療薬の臨床研究事業を受けて自ら公表した再発防止策に違反することになることから、これに対し遺憾の意を表明するため「抗議」という言葉を使用したものである。なお、お尋ねの「調査・指導・処分」を含めた今後の対応については、本件調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。

五について

お尋ねの「投入」の意味するところが必ずしも明らかではないが、SIGN研究の実施を直接の目的として交付された補助金等はない。なお、SIGN研究の実施機関に対して交付された運営費交付金については、使途を特定しないものであることから、SIGN研究に係る人件費その他の費用に充てられた経費を特定してお答えすることは困難である。

七について

御指摘の「不正」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

八について

一般的に、御指摘の「個人の生命身体健康に関する利益」は、尊重されるべきであると考えられている。

国内へのカジノ導入に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年二月二十四日

衆数 慶子
参議院議長 山崎 正昭殿

国内へのカジノ導入に関する質問主意書
第百八十五回国会(臨時会)において、国際観光産業振興議員連盟(IR議連)に参加する三党自由民主党、日本維新の会、生活の党より「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(以下「カジノ法案」という。)が提出され、今国会で審議される予定となっている。この動きに伴つて沖縄県を始め東京都、大阪府など全国各地の自治体、地域でカジノ導入が調査・検討されている。カジノ開設は賭博場開張等図利罪に当たり、地域社会、特に教育環境等に与える悪影響が避けられないが、仮に導入する場合は特別法を制定する等、カジノ開設の違法性を阻却するための措置を講じるだけでなく、国民的な議論や地域社会の合意が必要と考える。
右の点を踏まえ、以下質問する。
一 カジノ導入に対する政府の見解を示されたい。

二 カジノ導入に関する調査・研究・誘致等を行っている自治体について、政府の承知しているところを示されたい。また、それらの自治体の首長等がカジノ導入に対し積極的発言を行っている自治体について、政府の承知しているところを示されたい。

三 二〇一三年十二月二十五日に安倍首相が仲井眞沖縄県知事と面談した際、仲井眞知事は「IRにつきましても、候補地の一つとして、頭の隅に入れていただいてうれしいことであります」と述べている。政府は沖縄県をカジノ導入地域として選定対象に含めているか明らかにされた。また、含めている場合には、その経緯、理由を明らかにされたい。

四 私が第七十四回国会(常会)に提出した、「カジノエンターテインメントに関する質問主意書」(第百七十四回国会質問第一五号)への答弁書(内閣参賛一七四第一五号)において、「一般論として同法第百八十五条の賭博罪に該当し得るカジノに関し、地域を限って例外措置を設けることはなじまない等の理由により、構造改革特別区域制度を活用したカジノの導入は認めない」とある。しかしながら、国家戦略特区において沖縄県はカジノを含む統合リゾートを提案しているが、右答弁との関連について、政府の見解を示されたい。

五 カジノ法案の趣旨に沿って国内にカジノを設置する際、設置及び運営の体系はどのようになるのか。またカジノを民設・民営とするのであれば、設置及び運営を海外企業が行う場合があるのか、明らかにされたい。

六 カジノ導入による弊害として、教育環境の悪化、自己破産の増加、ギャンブル依存症の増

加、それらに伴う失業、自殺などが考えられるが、それらの対策について政府の見解を示されたい。

七 「依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会報告書」によると、我が国のギャンブル依存症について推定有病率は成人男性九・六パーセント、成人女性一・六パーセントであるとされている。ギャンブル依存症に対応できる専門医の不足等、医療体制が十分とは言えない状況であるにもかかわらず、カジノを合法化することは極めて危険であると考え、政府の見解を示されたい。

八 カジノ導入による影響を検討するに当たっては、海外の事例を研究することが重要だと考えるが、現時点で設置されている海外のカジノの状況に関して、設置国及びカジノ導入による影響について政府の承知しているところを示されたい。また、政府が海外のカジノの状況に関する調査等を今後行う予定があるか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出国内へのカジノ導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出国内へのカジノ導入に関する質問に対する答弁書

一、三及び七について

お尋ねの「カジノ」の導入等については、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

(以下「法案」という。)が議員立法として提案され、現在国会において審議中であると承知しており、政府としてお答えすることは差し控えた。二について

お尋ねの地方公共団体について網羅的に把握しているわけではないが、構造改革特別区域制度においては、これまで、荒川区、加賀市、岐阜県、熱海市、鳥羽市、大阪府、武雄市、嬉野市、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、宮崎県及び宮崎市から、また、国家戦略特別区域制度においては、これまで、北海道、東京都、福岡市、長崎県及び沖縄県から、それぞれカジノの導入についての提案があったところである。

四について

御指摘の答弁は、構造改革特別区域制度に係るものであり、国家戦略特別区域制度に係る沖縄県によるカジノを含む統合型リゾート施設の導入に関する提案とは関連していない。

五及び六について

お尋ねについては、議員立法として提案された法案の内容に関する事項であり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

八について

観光庁としては、お尋ねの海外におけるカジノの「設置国」及び「カジノ導入による影響」について、網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。また、同庁としては、現時点において、海外のカジノの状況に関する調査等を実施することは予定していない。

〔参照〕

三月六日議長において、左のとおり議席を変更した。

二〇六	藤巻 幸夫君
二〇七	渡辺美知太郎君
二一三	和田 政宗君
二一八	柴田 巧君
二一九	薬師寺みちよ君
二二五	川田 龍平君
二二六	井上 義行君
二三三	小野 次郎君
二三四	山口 和之君
二四一	寺田 典城君

第一号(その一)中正誤

十九ページ四段終わりから四行から三行までは、次のようになるはずの誤り。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番四号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二六六円 三〇円